

第六十五回 参議院大蔵委員会会議録第十六号

昭和四十六年三月二十五日(木曜日)
午前十時十七分開会

委員の異動

三月二十五日

辞任

向井 長年君

補欠選任

高山 恒雄君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

柴田 栄君

柴田 栄君

委員
大竹平八郎君
玉置猛夫君
中山太郎君
青柳秀夫君
伊藤五郎君
岩動道行君
栗原祐幸君
津島文治君
丸茂重貞君
戸田菊雄君
松井誠君
鈴木一弘君
向井長年君
藤田正明君
細見卓君
谷川寛三君
坂入長太郎君
室谷文司君
斎藤太一君

常任委員会専門員
通商産業省通商局国際経済部長
中小企業庁計画部長

日本大学助教授
富士銀行調査部長
税制調査会臨時小委員会委員長
斎藤倉之助君

参考人
日本関税協会副会長 尾関 将玄君
日本大学助教授 北野 弘久君
尾関 将玄君
斎藤倉之助君
斎藤倉之助君
斎藤倉之助君
斎藤倉之助君

○所得税法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○法人税法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○租税及び金融等に関する調査
(当面の財政及び金融等に関する件)

○委員長(柴田栄君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

○委員長(柴田栄君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

第一は、関税率の改正であります。

まず、物価への影響をも考慮し、ケネディ・ラ

ウンドで議許されている千九百二十三品目につ

き、昭和四十七年一月から適用される予定の議許

税率を九ヵ月繰り上げて本年四月から適用するこ

といたしますとともに、協定税率が適用されな

い国の产品で從来関税率の解消を行なってきた

もの等四百三十二品目につきましても、ケネディ・

ラウンドの繰り上げ実施にあわせて格差解消措置

を継続することいたしております。このほか、

バナナ、羊肉・馬肉、カラーフィルム等の生活関

連物資を含む百二十四品目につき関税率の引き下

げを行なうこといたしております。

また、輸入自由化の促進等に關連して、豚肉に

差額関税、グレープフルーツに季節関税を採用す

るなど、単純な増税は極力回避しつつ二十二品目

について関税率の引き上げを行ない、原則として

自由化実施の日から適用することいたしております。

田大蔵政務次官。

○政府委員(藤田正明君) ただいま議題となりま

した関税定率法等の一部を改正する法律案外三法

律案につきまして、提案の理由及びその内容を御

説明申し上げます。

最初に、関税定率法等の一部を改正する法律案

につきまして御説明申し上げます。

第二は、特恵関税制度の新設であります。

最近における内外の経済情勢の変化に対応し、物価対策、輸入自由化対策に資する等の見地から、関税率について所要の調整を行なうこととするほか、開発途上国に対する特恵関税制度を新設するとともに、公害対策として脱硫重油製造用原油の減税制度を拡充するなど、関税の减免・還付制度等について所要の整備を行なうため、関税定率法、関税法及び関税暫定措置法の改正を行なう必要がありますので、この法律案を提出することとした次第であります。

以下、この法律案の概要を御説明申し上げます。

特恵関税につきましては、原則として国連貿易開発会議の加盟国うち開発途上にある国などでその適用を希望するものに対し、供与することといたしております。

まず、農水産品等につきましては、五十九品目に限り特恵税率を適用することとしております。

また、鉱工業品等につきましては、例外十品目以外のすべてを特恵関税の対象としておりますが、このうち五十七品目は五〇%の関税引き下げ、その他は無税とし、品目ごとの特恵供与ワクの範囲内で特恵税率を適用することといたしております。なお、価格変動が著しい基礎原材料等につきましては、緊急関税を若干緩和した要件のもとに発動し、特恵税率の適用を停止することができることといたしております。

以上の特恵関税制度の実施は、本年十月までの間で政令で定める日からとし、昭和五十六年三月末までの適用を予定いたしております。

第三は、関税の减免・還付制度等の改正であります。

大気汚染防止対策の一環として、重油脱硫減税制度を拡充し、脱硫重油一キロリットル当たり五百円の軽減を行なうとともに、製油用低硫黄原油の関税につきましても一キロリットル当たり百十円引き下げるここといたしております。

また、農林漁業用燃料油の免稅制度等につき適用範囲の拡大を行なうほか、現行の减免・還付制度の適用期限を延長する等所要の規定の整備を行なうことといたしております。

次に、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法

につきまして御説明申し上げます。

政府委員(藤田正明君) ただいま議題となりました関税定率法等の一部を改正する法律案外三法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

最初に、関税定率法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

第二は、特恵関税制度の新設であります。

の一部を改正する法律案を一括して御説明申し上げます。

政府は、昨年十二月税制調査会から提出された「昭和四十六年度の税制改正に関する答申」に基づき検討を重ねた結果、昭和四十六年度の税制改正においては、最近における国民負担の状況にかんがみ、所得税の負担の軽減をはかるため、給与所得控除をはじめとする各種の所得控除の引き上げ、青色事業主特別経費準備金の創設、相続税の軽減合理化等を行なうことにより平年度約二千億円の減税を行なうほか、当面の経済社会情勢の推移に即応するよう、公害対策、海外投資、資源開発対策、貯蓄奨励及び住宅対策、企業体質の強化等に資するため所要の措置を講じ、輸出振興税制を改正し、交際費課税を強化する等、税制の整備合理化をはかるとともに、道路その他の社会資本の充実の要請を考慮して、自動車重量税を創設することとし、ここにこれらの法律案を提出した次第であります。

まず、所得税法の一部を改正する法律案について

第一に、最近における所得水準の上昇等を考慮して、中小所得者を中心とした所得税負担の軽減をはかるため、課税最低限の引き上げを行なうことをいたしております。すなわち、基礎控除及び配偶者控除をそれぞれ現行の十八万円から十九万円に引き上げるとともに、扶養控除を現行の十二万円から十三万円に引き上げることといたしております。また、給与所得者について、その負担を軽減するため、昭和四十三年以来据え置かれている給与所得控除の定額控除を現行の十万円から十三万円に引き上げることといたしております。これらの結果、給与所得者の課税最低限は、夫婦と子供二人の場合では、現行の約八十八万円から約九十六万円に、夫婦と子供三人の場合では、現行の約百三万円から約百十三万円に、それぞれ引き上げられることとなります。

第二に、障害者控除等の特別な人的控除につい

ても、一般的な控除があわせて引き上げを行なうことといたしております。

すなわち、障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除をそれぞれ現行の十万円から十一万円に、特別障害者控除を現行の十四万円から十五万円に引き上げるとともに、いわゆる母子世帯への配慮から、配偶者のいない世帯の一人目の扶養親族の控除についても現行の十三万円から十四万円に引き上げることといたしております。

第三に、配偶者控除の適用要件である所得限度の引き上げを行なうなど、きめこまかい改正を行なうことといたしております。

第四に、公害防止施設の特別償却の率を現行の三分の一から二分の一に引き上げるとともに、公害防止事業者負担金について、その納付したときに一時に損金算入を認める特例制度を設けることとしております。

第五は、海外投資、資源開発対策に資するための措置であります。

第六は、貯蓄奨励及び住宅対策に資するための措置であります。

第七は、貯蓄奨励及び住宅対策に資するための措置であります。

第八は、貯蓄奨励制度について、貯蓄奨励をはかる見地から、非課税限度を現行の元本百万円から百五十万円に引き上げること、生命保険料控除のワク内で控除していく心身障害者扶養共済制度の掛け金について、その全額を所得から控除することと、申告書の公示限度を現行の五百円から一千円に引き上げる等、所要の規定の整備を行なうことといたしております。

第九は、法人税法の一部を改正する法律案について

第一に、完成工事補償引き当て金制度を製品保証等引き当て金制度に改め、この引き当て金の設定を認める対象事業の範囲に、建設業のほか、特定の製造業を追加することといたしております。

第二に、寄付金の損金不算入制度について、別

ワク損金算入を認める特定の公益法人の範囲を拡充し、社会福祉の増進等に寄与する法人を追加することとしております。

以上のほか、申告書の公示限度を現行の一千万円から二千万円に引き上げる等、所要の規定の整備を行なうこととしております。

すなわち、青色事業者について、青色事業主特別経費準備金制度を創設することとし、毎年の事業所得の5%相当額、最高十万円を限度として、

準備金に繰り入れた金額を必要経費に算入することと認めることといたしております。また、特恵関税の供与に伴い事業を転換する中小企業者についての償却の特例制度を創設するとともに、信用保証協会の抵当権の設定登記等の登録免許税の輕減制度を設ける等の措置を講ずることといたしております。

すなわち、輸出振興税制の見直しであります。

第六は、輸出貢献企業に対する特別割り増しを廃止するとともに、割り増し償却率を輸出比率の一〇〇%から八〇%に引き下げるとしております。また、海外市場開拓準備金については、輸出貢献企業の特別割り増しを廃止する一方、中小企業の負担を緩和するため、積み立て率を五割程度まで出資要件の緩和をはかるとともに、石油危機投資損失準備金制度を資源開発投資損失準備金制度に改めて、その適用範囲の拡大、積み立て率の引き上げ等の拡充を行なうことといたしております。

第七は、輸出貢献企業に対する特別割り増しを廃止するとともに、割り増し償却率を輸出比率の一〇〇%から八〇%に引き下げるとしております。また、技術等海外取引所得の特別控除制度については、工業所有権の譲渡等を除き、その所得控除の率を二分の一に縮減することといたしております。

第八は、交際費課税の強化をはかるため、損金不算入割合を現行の六〇%から七〇%に引き上げて適用期限を延長し、山林に関する課税の特例制度について合理化を行なうとともに、証券取引責任準備金制度等、期限の到来するその他の特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を講ずることとしております。

第九は、中小企業対策として、住宅貯蓄控除制度について、その内容を拡充したこととしております。

第十は、御審議の上、すみやかに御賛同くださいますよう、お願い申し上げます。

第十一は、委員長(柴田栄君)引き続き、補足説明を聽取いたします。谷川関税局長。

最初に、関税率の改正について申し上げます。

すなわち、青色事業者について、青色事業主特別経費準備金制度を創設することとし、毎年の事業所得の5%相当額、最高十万円を限度として、

ます。物価対策のための改正について申し上げます。

第一は、ケネディ・ラウンドの繰り上げ実施でございます。

わが国は、ケネディ・ラウンドに従い、昭和四十三年七月から五段階の引き下げを年次的に実施してまいりましたが、参考資料としてお手元に提出してございます「昭和四十六年度関税改正案一覽表」にござりますように、物価対策等の見地から、昭和四十七年一月一日から適用される予定の最終税率を九ヵ月繰り上げまして本年四月一日から適用することとしております。繰り上げ実施の対象品目は、資料の「A 昭和四十六年度関税率改正案総括表」にありますように、千九百二十三品目でございます。

なお、協定税率が適用されない国等の產品のうち四百三十二品目につきましては、従来と同様、今回の繰り上げに伴い、ケネディ・ラウンドの譲許税率にあわせて関税率の引き下げを行なうこととしております。

以上が物価対策の一環としてのケネディ・ラウンドの繰り上げを行なうもの百二十四品目の中にも、特に物価対策の観点からする生活関連物資三十八品目の内訳は、資料の「A-附表」に示すとおりでございますが、以下そのおもなものについて御説明申し上げます。

バナナにつきましては、新たに季節関税を採用することといたしまして、国産果実特にリンゴの出回り期であります十月から翌年三月までは現行税率六〇%を据え置くとともに、四月から九月までの期間につきましては、これを四〇%まで引き下げるとしております。

なお、このほかに、メロン、イチジク等、生鮮果実類の関税率を二〇%から一〇%に引き下げるとしております。

羊肉・馬肉等につきましては、ソーセージの自

由化対策の意味も含めまして、八%から無税とすることとしております。

カラーフィルムにつきましては、国産品の品質向上等にかんがみまして、一般的ロール状カラーフィルム等現行税率四〇%のものは二六%、また

商業映画用のカラーフィルム等三〇%のものは二三%に、それぞれ引き下げるとともに、昭和四十八年度におきましては、これらをいずれも二〇%まで引き下げることとしております。

灯油につきましては、最近における石油製品の値上がり傾向にかんがみまして、現行税率一キロリットル当たり、二千二十円を千五百二十円に引き下げることとしております。

また、乗用車につきまして、小型乗用車につきましては二〇%から一〇%に、大型乗用車につきましては一七・五%から一〇%に、それぞれ関税率の引き下げをはかることとしております。

次に、輸入自由化対策のための改正について申し上げます。

資料の「改正趣旨別内訳」にありますように、輸入自由化を促進いたしまして、各種関税措置を活用することとしておりますが、以下そのおもなものについて申し上げます。

グレープフルーツにつきましては、季節関税を採用し、国産かんきつ類の出回り期であります十二月から翌年五月までは四〇%，その他の時期におきましては二〇%とすることとしております。

以上、自由化の促進等のため、単純な関税の引き上げは最少限にとどめまして、季節関税、差額関税等各種の関税機能を積極的に活用することといたしておりますが、資料の「総括表」にありますように、これらの措置も含めまして、関税率の引き上げを行なうこととなるものは合計二十二品目となっております。

このほか、暫定税率の適用期限を延長する等現行税率を据え置くものが合計七十二品目、また、従量税から従量税へ切り替えるもの等が三品目ございまして、これらを合計した一般的な関税率の改正品目数は二百二十一目となっております。

次に、特惠関税について申し上げます。

特惠関税につきましては、原則として国連貿易開発会議加盟の開発途上国でありましてその適用を希望する国のうち、政令で定めるものを受益国考

保護育成をはかりますため、低価品の輸入に備えまして成牛一頭につき七万五千円、仔牛一頭につき四万五千円の税率を設定することとしております。

また、馬につきましても、地域産業としての軽種馬生産を保護いたしますため、軽種馬一頭につき四百万円の従量税率を新設することとしております。

なお、これら豚、牛及び馬のうち、改良増殖用等の目的が輸入されるものにつきましては、従来どおりこれを無税とすることとしております。

さらに、内外価格差の大きいペントレザー、皮製はき物の部分品等につきましては、それぞれ関税率の引き上げを行なうこととしております。

皮製はき物の部分品等につきましては、それぞれ関税率の引き上げを行なうこととしております。

ささらに、馬につきましても、地域産業としての軽種馬生産を保護いたしますため、軽種馬一頭につき四百万円の従量税率を新設することとしております。

なお、これら豚、牛及び馬のうち、改良増殖用等の目的が輸入されるものにつきましては、従来どおりこれを無税とすることとしております。

さらに、内外価格差の大きいペントレザー、皮製はき物の部分品等につきましては、それぞれ関税率の引き上げを行なうこととしております。

皮製はき物の部分品等につきましては、それぞれ関税率の引き上げを行なうこととしております。

とすることにしておりますが、このほか、開発途上にある地域で固有の関税及び貿易に関する制度を有し、特恵供与を希望するものにつきましては、本来の受益国に与えられる特恵の便益の範囲内で品目を限定いたしまして特恵を供与することができるとしております。

次に、特恵関税の適用方式について申し上げますと、まず、関税定率法別表の第一類から第二十四類までの農水産品等につきましては、熱帶産品を中心につきまして五十九品目に限って特恵税率を適用することにいたしまして、税率の引き下

げ幅は、二〇%（グリセリン等）から一〇%（カオラ脂等）までとしております。なお、これらの品目につきましては、特恵税率の適用によりまして輸入が急増し、国内産業に損害を与える場合に

ます。また、馬につきましても、地域産業としての軽種馬生産を保護いたしますため、軽種馬一頭につき四百万円の従量税率を新設することとしております。

なお、これら豚、牛及び馬のうち、改良増殖用等の目的が輸入されるものにつきましては、従来どおりこれを無税とすることとしております。

さらに、内外価格差の大きいペントレザー、皮製はき物の部分品等につきましては、それぞれ関税率の引き上げを行なうこととしております。

皮製はき物の部分品等につきましては、それぞれ関税率の引き上げを行なうこととしております。

なお、豚につきましても、豚肉の場合と同様の考

考え方にに基づきまして差額関税を設定することとしております。

次に、牛につきましては、肉用和牛等の生産の

ては、例外的に割り当て方式をとることとしたほか、価格動が著しい基礎原材料等につきましては、緊急関税の発動要件を若干緩和した要件で特恵税率の適用停止また無税品目から二分の一軽減税率適用品目への変更を行なうことができるとしております。

以上の特恵関税の供与は、本年十月一日までの間におきまして政令で定める日から実施することとしておりまして、昭和五十六年三月末まで十年間継続することとしております。

次に、関税の減免・還付制度の改正等につきま

して申し上げます。

以上の特恵関税の供与は、本年十月一日までの間におきまして政令で定める日から実施することとしておりまして、昭和五十六年三月末まで十年間継続することとしております。

これらによる改正による昭和四十六年度の関税の減

税総額は、約三百六十一億円にのぼるものと見込まれます。

以上で関税定率法等の一部を改正する法律案につきましての補足説明を終わらせていただきま

す。

○委員長(柴田栄君) 細見主税局長。

○政府委員(細見卓君) 内国税につきまして、簡

単に補足して御説明申し上げます。

まず、所得税法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

その第一は、課税最低限の引き上げでございま

して、基礎控除、配偶者控除、扶養控除おのおの

まで御説明申し上げます。

その第二は、課税最低限の引き上げでございま

して、基礎控除、配偶者控除、扶養控除おのおの

まで御説明申し上げます。

その第三は、課税最低限の引き上げでございま

して、基礎控除、配偶者控除、扶養控除おのおの

まで御説明申し上げます。

その第四は、課税最低限の引き上げでございま

して、基礎控除、配偶者控除、扶養控除おのおの

まで御説明申し上げます。

その第五は、課税最低限の引き上げでございま

して、基礎控除、配偶者控除、扶養控除おのおの

まで御説明申し上げます。

その第六は、課税最低限の引き上げでございま

して、基礎控除、配偶者控除、扶養控除おのおの

まで御説明申し上げます。

その第七は、課税最低限の引き上げでございま

して、基礎控除、配偶者控除、扶養控除おのおの

まで御説明申し上げます。

その第八は、課税最低限の引き上げでございま

して、基礎控除、配偶者控除、扶養控除おのおの

まで御説明申し上げます。

その第九は、課税最低限の引き上げでございま

して、基礎控除、配偶者控除、扶養控除おのおの

まで御説明申し上げます。

その第十は、課税最低限の引き上げでございま

して、基礎控除、配偶者控除、扶養控除おのおの

まで御説明申し上げます。

その第十一は、課税最低限の引き上げでございま

して、基礎控除、配偶者控除、扶養控除おのおの

まで御説明申し上げます。

者控除を受けられるよういたしております。

なお、このような所得限度等の引き上げと関連して、山林所得、譲渡所得及び一時所持の特別控除について、現行の三十万円から四十万円に引き上げることといたしております。

以上のほか、税制の整備といたしまして、一定の看護婦養成所の生徒を勤労学生控除の対象に加えることとし、生命保険料控除のワク内で控除しております。

また、所所得税法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

その第一は、課税最低限の引き上げでございま

して、基礎控除、配偶者控除、扶養控除おのおの

まで御説明申し上げます。

その第二は、課税最低限の引き上げでございま

して、基礎控除、配偶者控除、扶養控除おのおの

まで御説明申し上げます。

その第三は、課税最低限の引き上げでございま

して、基礎控除、配偶者控除、扶養控除おのおの

まで御説明申し上げます。

その第四は、課税最低限の引き上げでございま

して、基礎控除、配偶者控除、扶養控除おのおの

まで御説明申し上げます。

その第五は、課税最低限の引き上げでございま

して、基礎控除、配偶者控除、扶養控除おのおの

まで御説明申し上げます。

その第六は、課税最低限の引き上げでございま

して、基礎控除、配偶者控除、扶養控除おのおの

まで御説明申し上げます。

その第七は、課税最低限の引き上げでございま

して、基礎控除、配偶者控除、扶養控除おのおの

まで御説明申し上げます。

その第八は、課税最低限の引き上げでございま

して、基礎控除、配偶者控除、扶養控除おのおの

まで御説明申し上げます。

その第九は、課税最低限の引き上げでございま

して、基礎控除、配偶者控除、扶養控除おのおの

まで御説明申し上げます。

その第十は、課税最低限の引き上げでございま

して、基礎控除、配偶者控除、扶養控除おのおの

まで御説明申し上げます。

その第十一は、課税最低限の引き上げでございま

して、基礎控除、配偶者控除、扶養控除おのおの

まで御説明申し上げます。

その第十二は、課税最低限の引き上げでございま

して、基礎控除、配偶者控除、扶養控除おのおの

まで御説明申し上げます。

者控除を受けられるよういたしております。

なお、このような所得限度等の引き上げと関連して、山林所得、譲渡所得及び一時所持の特別控除について、現行の三十万円から四十万円に引き上げることといたしております。

以上のほか、税制の整備といたしまして、一定の看護婦養成所の生徒を勤労学生控除の対象に加えることとし、生命保険料控除のワク内で控除しております。

また、所所得税法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

その第一は、課税最低限の引き上げでございま

して、基礎控除、配偶者控除、扶養控除おのおの

まで御説明申し上げます。

その第二は、課税最低限の引き上げでございま

して、基礎控除、配偶者控除、扶養控除おのおの

まで御説明申し上げます。

その第三は、課税最低限の引き上げでございま

して、基礎控除、配偶者控除、扶養控除おのおの

まで御説明申し上げます。

その第四は、課税最低限の引き上げでございま

して、基礎控除、配偶者控除、扶養控除おのおの

まで御説明申し上げます。

その第五は、課税最低限の引き上げでございま

して、基礎控除、配偶者控除、扶養控除おのおの

まで御説明申し上げます。

その第六は、課税最低限の引き上げでございま

して、基礎控除、配偶者控除、扶養控除おのおの

まで御説明申し上げます。

その第七は、課税最低限の引き上げでございま

して、基礎控除、配偶者控除、扶養控除おのおの

まで御説明申し上げます。

その第八は、課税最低限の引き上げでございま

して、基礎控除、配偶者控除、扶養控除おのおの

まで御説明申し上げます。

その第九は、課税最低限の引き上げでございま

して、基礎控除、配偶者控除、扶養控除おのおの

まで御説明申し上げます。

その第十は、課税最低限の引き上げでございま

して、基礎控除、配偶者控除、扶養控除おのおの

まで御説明申し上げます。

その第十一は、課税最低限の引き上げでございま

して、基礎控除、配偶者控除、扶養控除おのおの

まで御説明申し上げます。

その第十二は、課税最低限の引き上げでございま

して、基礎控除、配偶者控除、扶養控除おのおの

まで御説明申し上げます。

ることとしております。

次に、石油開発投資損失準備金制度につきましては、これを資源開発投資損失準備金制度に名前を改めまして、適用対象の拡大、積み立て率の引き上げを行なうものであります。これは、適用対象に現行の石油のほか金属鉱物等の重要な資源を加えるとともに、積み立て率を採鉱段階については一〇〇%、開発段階については三〇%とするものでございます。

第三は、貯蓄奨励及び住宅対策のための措置であります。貯蓄奨励対策といたしましては、少額国債の非課税限度を現行の元本五十万円から百万円に引き上げるほか、少額貯蓄非課税制度とは別ワクで元本百万円を限度として勤労者財産形成貯蓄非課税制度を創設することいたしておるわけでございますが、少額貯蓄の非課税限度及び郵便貯金の限度額がともに百万円から百五十万円に引き上げられることとなつておりますので、勤労者でございますと、一人当たり五百万円までの貯蓄について非課税の扱いを受けられることとなるわけでございます。

次に、住宅対策といたしましては、まず、住宅貯蓄控除について適用対象貯蓄に一定の勤務先預金や生命保険契約などを加えるとともに、税額控除の限度額を現行の一万元から倍の二万円に引き上げることとしているわけであります。また、現行制度では、この控除はすべて確定申告書を提出してその適用を受けることになつておりますが、給与所得者については、年末調整の際に控除できることとなり、この控除を受けるためだけに確定申告をするような必要はないこととしております。

住宅対策といたしましては、年金福祉事業団の住宅等にかかる融資に伴う抵当権設定登記について、登録免許税の税率を現行の千分の四から千分の二に引き上げることになります。

の一に軽減すること、新築貸家住宅の割り増し償

却制度の適用期限を延長する等の措置もとられております。

第四は、中小企業対策であります。

第三は、貯蓄奨励対策であります。貯蓄奨励対策といたしましては、年齢六十五歳に達するまでの間準備金積み立てを認めるものであります。青色事業者が廃業・引退等をした場合には、その時における準備金積み立て残額は、一

まず、青色事業主特別経費準備金制度の創設についてでございまして、これは、年齢六十五歳に外の理由で取りくすした場合などは事業所得の総収入金額に算入することとして取り扱いまして、それ以外の理由で取りくすした場合などは事業所得の総収入金額に算入しないこととしております。一時所得として扱われるときは、四十万円控除後の二分の一が課税対象とされることとなり、大幅な負担の軽減がはかられるわけでございます。

第五は、輸出振興税制の見直しでございます。

次に、特惠関税の供与に伴いまして事業を転換する中小企業者の償却の特例は、特定事業を営む中小企業者が認定計画に従いまして事業を転換する場合には、その計画に従つて廢棄することとなる設備についてその計画期間内に償却が終わるよう措置するものでございます。

第六は、交際費課税の強化であります。

交際費については、現在、四百万円と資本金の千分の二・五%との合計額を上回る支出額について、その六〇%を損金に算入しないこととしているのであります。今回の改正は、この損金不算入率を七〇%に引き上げることとするものでございます。

第七は、輸出振興税制の見直しでございます。

次に、特惠関税の供与に伴いまして事業を転換する中小企業者の償却の特例は、特定事業を営む中小企業者が認定計画に従いまして事業を転換する場合には、その計画に従つて廢棄することとなる設備についてその計画期間内に償却が終わるよう措置するものでございます。

第八は、輸出割り増し償却制度及び海外市場開拓準備金の両方につきまして、輸出貢献企業に対する特別割り増しを廃止することにいたしております。輸出割り増し償却については割り増し償却率を現行の八割に縮減しているのであります。海外市場開拓準備金については、中小企業について負担の八割を現行の五割程度引き上げることとしており、資本一億円以下の商社の積み立て率は現行の一・九%を一・七%に、資本一億円以下のメーカーの積み立て率は現行の一・五%を一・三%に引き上げることとなります。

第九は、所得控除率の二分の一圧縮を行なっているところであります。圧縮の対象から除外するものといたしましては、工業所有権の譲渡の場合のか、コンサルティング役務の提供の場合をも含め

ております。

このほか、輸出交際費についての特例制度を廃止いたしまして一般の交際費と同様に扱うこととあります。

第十は、中小企業対策であります。まず、青色事業主特別経費準備金制度の創設についてでございまして、これは、年齢六十五歳に登記にかかる登録免許税について、その税率を現行の千分の一から千分の一・五に、千分の一・五を千分の二にそれぞれ引き上げた上で適用期限を延長することとしております。

第十一は、交際費課税の強化であります。

交際費については、現在、四百万円と資本金の千分の二・五%との合計額を上回る支出額について、その六〇%を損金に算入しないこととしているのであります。今回の改正は、この損金不算入率を七〇%に引き上げることとするものでございます。

第十二は、輸出振興税制の見直しでございます。

以上ほか、今回の改正におきましては、山林所得課税の特例、事業用資産の買い換えの特例等について合理化をはかるとともに、塩業の整備及び近代化の促進に関する臨時措置法の制定に伴つて交付されます塩業整理交付金について、圧縮記帳による課税の特例を認めると等の措置を講ずることといたします。

以上が、所得税・法人税・租税特別措置法のそぞれぞれ一部を改正する法律案の提案理由を補足して説明いたした次第でございます。

○委員長(柴田栄君) 委員の異動について御報告いたします。

ただいま、向井長年君が委員を辞任され、その補欠として高山恒雄君が選任されました。

○委員長(柴田栄君) この際、一言ございさつを申し上げます。

参考人の皆さん方には、まことに御多用の中いたしまして、本委員会に御出席をいただきまして、本審査のために貴重な御意見を拝聴することがでありますことを、厚く御礼を申し上げます。

これから会議の進め方につきまして申し上げますと、まず、最初に、関税定率法等の一部を改正する法律案について尾閑参考人及び斎藤参考人の順に、引き続いて所得税法の一部を改正する法律案外二法案について北野参考人及び福良参考人の順に、お一人約十五分程度の御意見をお述べいただきまして、その後委員の方々からの質問に答えていただきたいと存じますので、御了承をお願いいたします。

それでは、尾閑参考人、お願いいたします。
○参考人(尾閑将玄君) 私は、これから、関税率審議会の調査部会長として、昭和四十六年度の関税率について意見を述べたいと思います。
法律案外二法案について、その御意見をお述べ下さい。また、外航船舶の保存登記及び抵当権の設定登記にかかる登録免許税について、その税率を現行の千分の一から千分の一・五に、千分の一・五を千分の二にそれぞれ引き上げた上で適用期限を延長することとしております。

○参考人(尾閑将玄君) 私は、これから、関税率審議会の調査部会長として、昭和四十六年度の関税率について意見を述べたいと思います。

法律案外二法案について、その御意見をお述べ下さい。また、外航船舶の保存登記及び抵当権の設定登記にかかる登録免許税について、その税率を現行の千分の一から千分の一・五に、千分の一・五を千分の二にそれぞれ引き上げた上で適用期限を延長することとしております。

○参考人(尾閑将玄君) 私は、これから、関税率審議会の調査部会長として、昭和四十六年度の関税率について意見を述べたいと思います。

法律案外二法案について、その御意見をお述べ下さい。また、外航船舶の保存登記及び抵当権の設定登記にかかる登録免許税について、その税率を現行の千分の一から千分の一・五に、千分の一・五を千分の二にそれぞれ引き上げた上で適用期限を延長することとしております。

○参考人(尾閑将玄君) 私は、これから、関税率審議会の調査部会長として、昭和四十六年度の関税率について意見を述べたいと思います。

法律案外二法案について、その御意見をお述べ下さい。また、外航船舶の保存登記及び抵当権の設定登記にかかる登録免許税について、その税率を現行の千分の一から千分の一・五に、千分の一・五を千分の二にそれぞれ引き上げた上で適用期限を延長することとしております。

○参考人(尾閑将玄君) 私は、これから、関税率審議会の調査部会長として、昭和四十六年度の関税率について意見を述べたいと思います。

法律案外二法案について、その御意見をお述べ下さい。また、外航船舶の保存登記及び抵当権の設定登記にかかる登録免許税について、その税率を現行の千分の一から千分の一・五に、千分の一・五を千分の二にそれぞれ引き上げた上で適用期限を延長することとしております。

○参考人(尾閑将玄君) 私は、これから、関税率審議会の調査部会長として、昭和四十六年度の関税率について意見を述べたいと思います。

法律案外二法案について、その御意見をお述べ下さい。また、外航船舶の保存登記及び抵当権の設定登記にかかる登録免許税について、その税率を現行の千分の一から千分の一・五に、千分の一・五を千分の二にそれぞれ引き上げた上で適用期限を延長することとしております。

○参考人(尾閑将玄君) 私は、これから、関税率審議会の調査部会長として、昭和四十六年度の関税率について意見を述べたいと思います。

法律案外二法案について、その御意見をお述べ下さい。また、外航船舶の保存登記及び抵当権の設定登記にかかる登録免許税について、その税率を現行の千分の一から千分の一・五に、千分の一・五を千分の二にそれぞれ引き上げた上で適用期限を延長することとしております。

○参考人(尾閑将玄君) 私は、これから、関税率審議会の調査部会長として、昭和四十六年度の関税率について意見を述べたいと思います。

法律案外二法案について、その御意見をお述べ下さい。また、外航船舶の保存登記及び抵当権の設定登記にかかる登録免許税について、その税率を現行の千分の一から千分の一・五に、千分の一・五を千分の二にそれぞれ引き上げた上で適用期限を延長することとしております。

○参考人(尾閑将玄君) 私は、これから、関税率審議会の調査部会長として、昭和四十六年度の関税率について意見を述べたいと思います。

法律案外二法案について、その御意見をお述べ下さい。また、外航船舶の保存登記及び抵当権の設定登記にかかる登録免許税について、その税率を現行の千分の一から千分の一・五に、千分の一・五を千分の二にそれぞれ引き上げた上で適用期限を延長することとしております。

○参考人(尾閑将玄君) 私は、これから、関税率審議会の調査部会長として、昭和四十六年度の関税率について意見を述べたいと思います。

法律案外二法案について、その御意見をお述べ下さい。また、外航船舶の保存登記及び抵当権の設定登記にかかる登録免許税について、その税率を現行の千分の一から千分の一・五に、千分の一・五を千分の二にそれぞれ引き上げた上で適用期限を延長することとしております。

こといたしまして、今回KRの九カ月繰り上げ実施により約百七十億円の減税を行なうほか、ベナナ・羊肉・馬肉等三十八品目の生活関連品目にについて約百二十億円の減税を行なうこといたしました。

なお、特にバナ等につきまして、関税率審議会としては、かねてから高率関税の引き下げを要請する附帯決議も付されており、今回の改正にあたっても、答申された以上の減税を行なうべきであるとの強い意見も出されました。とりえずこの措置として答申の線でまとめたわけであります。

たたかこの際、政府に特に要望したいのは、このような減税の効果をいたずらに流通過程等において吸収させることなく、末端の消費者物価に反映せしめるよう、流通面等について万全の措置をとつていただきたいことであります。さらに、今後におきましても、この観点に立つて物価対策のための減税に一そらつとめるべきであると考えます。

次に、輸入自由化対策については、政府は現在の残存輸入制限八十品目を本年九月末までに四十五品目にする方針をきめておられるのであります。が、輸入自由化につきましては、わが国の国際的地位にかんがみ、資本自由化と並んで積極的に推進せざるを得ない問題であると同時に、関係業界の保護と消費者の利益との調整をはかる必要があり、かつ、関税上の保護措置により、自由化の効果を減殺することは極力避けるべきでありますので、できる限り単純な関税の引き上げによらず、いかにして輸入自由化の推進に寄与するかについては、われわれとして最も苦慮したところであります。

現在の残存輸入制限品目は、国際競争力に乏しい業種に属するものであり、自由化にあたり経過的な関税上の保護措置を講ずることはやむを得ないのです。しかし、上述の趣旨から、単純な関税率引き上げは権力これを避け、原料の関税引き下げ、関税割り当て制度、季節関税、差額関税の採

用等の関税諸機能を活用することとして、二十五品目について所要の改正をしたのであります。輸入自由化にあたり、今回の改正をもつてしては、国内産業保護上、不安を持たれる向きもあるかと思いますが、緊急関税制度等もあることで

もあり、その運営上遺憾なきを期することによつて自由化の実をあげることを期待いたすものであります。

○柴田栄輔(柴田栄輔) ありがとうございます。

○参考人(斎藤倉之助君) 私は、特に特惠問題
次に、斎藤参考人、お願ひいたします。

産業界に与える影響と申しますか、そういうふうについて、特に四項目について要点を御報告したいと思います。第一項目は基本的な考え方、二項目は産業界に与える影響の大筋と申しますか、そういう問題、それから第三番目にはその体的な内容、第四番目にはわれわれ特に銀行としての考え方、そのような四項目について御報告

まず、第一の基本的な考え方でございますが、この特惠問題につきましては、先ほど御説明がございましたように、農産加工品については、トケープクローズがありますし、工業製品につきましては、減税額というのも額としては少ないものであるというふうに聞いております。それから特に輸入につきましてシーリングのワクがございますし、また、五〇%の頭打ち条項も入つておますから、輸入面につきましては大綱としては響はないというふうに考えております。ただし、特恵問題には関係なく、むしろ発展途上国への追上げという問題が基本的にあるわけでございまので、その点が私どもとしては何層意識を持つ

おります。その間にこの特惠といふ問題が、のインパクトを与える。これはあり得ると、よう考へております。それから特にこの特惠つきましては、輸入面よりも輸出面に非常に問題がある、そのように考へております。これは特対米輸出において問題があると、そのような基

以上、今回の改正案の主要点について、私ども

的な考え方でございます。

それから第二の産業界の大きい動きについて特徴を申し上げますが、まず、発展途上国からの輸入面につきましては、大綱としては問題ないといふことを申し上げたわけでございますが、四十四年度の輸入の通関実績約百五十億ドル、それから発展途上国からの輸入は、そのうち約四二%の六十三億ドル、その中身は、工業用原材料五十八億

ル。これがほとんど無効あるいは低率というふうになつております。それから軽工業品、これが問題の軽工業品でござりますが、これは約五億ドル。全体の輸入については、この軽工業品の輸入

額は三、四%程度にすぎません。したがって、先ほどのことからさらに関連いたして考えますと、大綱としては問題ないというふうに考えておりますが、もちろん、輸入される場合の流通経路の問題とか、あるいは特に中小企業がその影響を受けるとか、そういう点につきましては、私どもとしては重大な関心を持つております。

て、特にこの面に影響があるということを先ほど申し上げましたが、若干詳しく申し上げますと、米国の特惠制度は、御承知のように、例外品目として、石油類三品目、それから繊維、これは特に紡、麻関係、カーペット、そういうものを除きましたが、九十五品目が例外品目となつております。それから靴が五品目、それから一次産品の一部分、これが例外品目となつておりますが、原則としては無税方式でございまして、エスケープクローズ方式でございます。それから一方、各國の輸出における軽工業品の割合をちょっと御報告いたしますと、日本は約二九%、米国が約一二%、英國が約三一%、西独が約一五%、フランスが約二一%この軽工業品は、御承知のように、中小企業が多く関係しておるわけでございます。しかも、この先進国の中では、日本が最も輸出に占める軽工業品の割合が高い、そういうことでございます。しかも、日本の軽工業品の輸出の約三三%はアメリカ向けでございます。したがつて、米国市場にお

ける発展途上国との競合といいますか、それは重大的な関心を私ども持っております。私どもの調査によりますと、約九十一品目を特にわれわれはマークしております。この九十一品目の対米輸出額が約十七億ドルくらいでございます。これは、対米総輸出額の約三四%を占めておる、そういう状況でございます。したがつて、輸出面、特に米市場において、われわれは問題意識を持つております。

次に、もう一つ大きい、これは特恵という問題よりも、より以上、後進国からの追い上げという問題でございますが、この影響を受ける業種にだんだん変化があらわれてきておる、そういう点でございます。具体的に申しますと、雑貨、織維、そういうものの中心から、やがては非鉄金属関係、化学工業品、軽機械関係と、より高度のものにだんだん移つていくということを覚悟しておかなければいけないのではないか、そのように率直に考えております。

それから第三番目に、若干具体的な内容につきまして動きを御報告してみたいと思います。特に問題の工業製品について申し上げてみますと、輸入面におきましては、御説明がございましたように、特定品目、例外品目等、重要な問題に影響のあるものにつきましてはそのような措置がとられております。それから先ほど申し上げました対米輸出面におきまして九十一品目われわれは問題意識を持っておりますが、これらの中から特にしぶりまして約九十三品目につきまして私どもは輸入面、輸出面等について検討しております。

特に、輸入面におきましては、特恵という問題より以上に、先ほど申しましたように、基本的な後進国の追い上げという問題を重要視しております。

輸出面につきましては、特に影響があるということを申し上げましたが、試みに申し上げますと、最も影響あるものをA、それから中間の影響がB、ほとんど影響がないものをCといったしまして、特恵という問題より以前の問題だといまふうな感じをしております。輸出面につきましては、これも具体的に申しますと、米国が大部分例

のが約十九品目、これだけで四十一品目あるといたしましてはできる限り銀行としての任務を果たしていくべき、このように考えております。輸出面につきましては、特に雑貨関係は、大・中の影響があるものが合計して二十四ございます。そのほか、軽機械、その他の問題にもだんだんこういう動きが波及していくというふうな考え方を持ております。

それから業種別にちょっと動きを申し上げます

と、まず、雑貨でございますが、輸入面につきましては、シーリング方式がございますし、問題業種につきましては例外品目あるいは特定品目になつておりますから、影響度は少ない、そのようになります。したがつて、この面におきましても、考え方といたしましては、後進国の追い

上げの基本的な問題が重要であると、このように

考えております。ちょっとと試みに申しますと、木

製の台所用品、プラスチック製の玩具、人形及び

その部分品、グローブ、ミット、バドミントン用

具、その他若干ありますのですが、そのようなも

のについては、基本的にむしろ特恵問題以前の問

題を問題意識として十分持つております。それか

ら輸出面につきましては、輸出依存度の高い中小

企業が多くありますし、特に、香港、台湾、韓

国、そういうところとの競合がございまして、先

ほど申しましたように、少なくとも相当影響のあ

るもの二二十四品目マークしております。

織維でございますが、輸入面につきましては、

影響があります重要なものは、二十五品目が、例

外品目、特定品目として指定されておりますか

ら、影響は少ない。ただし、二次製品につきまし

ては、たとえばワイヤーシャツ、セーターや子供服、

スラックス、中級以下のコート、ワンピース、こ

ういうものにつきましては若干問題意識を持って

おります。これも、率直に申しますと、輸入方法

の変化とか、そういうことが重要なあれでござい

ます。その場合には、商社あるいはよいパート

ナーを見つけるとか、あるいは現地における情報

の提供とか、そういうものに努力していきたい

と、そのように考えております。それから、もう

一つ、業種転換の問題がござります。これは、国

際分業とか、あるいは日本の国の高加工度工業へ

ましては、トランジスター、半導体、コンデン

サー、こういうものが今後ふえてくるのではないか

かといふうに思つております。輸出面につきま

しては、これは特にアメリカの資本が東南アジア

に進出が非常に強くありますので、それがさらに

アメリカに再上陸するというふうな形で、やはり

アメリカ市場においては競合が相当出てくるので

はないか、そのように考えております。

それからその他の業界、ゴム、化学工業、非鉄

金属等につきまして、輸入面について申します

と、花火とか、あるいは香気性物質等は除きます

と、大部分影響ないと、こうように考えております。

輸出面につきましては、ガラス鏡、モザイク

タイル、花火、あるいは陶磁器製の食器、自転車

用のタイヤ、チューブ、そういう問題は影響が出

てくるというふうな考え方を持つております。

そのほか、特定地域に集中している地場産業、

これは特に中小企業が主体でございまして、輸出

指向型でございます。それと、アメリカの輸入制

限問題、こういう問題を問題意識として持つております。

以上で終わります。

○委員長(柴田栄君) ありがとうございました。

参考人(北野弘久君)

日本大学の北野でござい

ます。三法案について意見を述べよということです。

まず、第一に、先ほど細見主税局長からも御説明がございましたように、所得税につきまして、

基準控除、配偶者控除をそれぞれ現行の十八万円から十九万円に、扶養控除を現行の十二万円から十三万円に引き上げるということが予定されております。また、給与所得者につきましては、給与

所得控除の定額控除を現行の十万円から十三万円

に引き上げるということが予定されております。

この結果、たとえば、夫婦と子供二人のサラリー

マンの課税最低限は、改正初年分では九十六万三千円、改正平年分では九十八万四千円に引き上げられるということになりました。これは、西ドイツ

、イギリスの課税最低限を上回ることになる

ことがあります。このほか、障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除の各引き上げ、配偶者控除及び扶養控除の適用要

件であります所得限度の引き上げ、給与所得者が確定申告を必要としない所得限度の引き上げ等の改正がなされることが注目されるのであります。しかし、昭和四十六年分の自然増収が総額で実に一兆四千九百六十五億円の巨額にのぼつておるとのこと、最近の物価上昇率等を考えますと、今回の中規模は決して私どもにとっては十分であるとは言えない、このように考えるのであります。

第二の問題としまして、今回、ただいま申し上げましたように、給与所得控除の額度控除の引き上げが予定されているのであります。そもそも現行の給与所得課税の仕組み自体が根本的に検討される必要があるのではないかと、このように考えております。現行法のもとでは、給与所得の必要経費は、すでに給与所得控除額に含められておりまして、控除済みであるというになりますので、所得税法が給与所得につきまして一般的な必要経費の概念を導入していないことも、そのことをもつて直ちに違憲とするとはできません。しかしながらある者の給与所得の必要経費額が、法の定める給与所得控除額を著しく上回る場合におきましても、その超過分を一切控除しないということになりますと他の所得者と比較しまして著しく負担の不均衡をもたらすことになるのであります。もちろん、法におきまして、そのような超過分を控除することを否定するだけの十分な合理的な理由がござりますならば、少なくとも憲法上は問題はありません。超過分の控除の否定は、結局は、行政の便宜に帰することができると思ひます。超過分が僅少である場合には、憲法上はさして問題にす

る憲性を解消するためには、西ドイツのように、実績控除をすることを制度的に保障するということが必要であると考えておるのであります。それから次善の措置といたしましては、次のように考えております。すなわち、必要経費の額は、一般に、給与所得者の職務の種類によつて違つてくると見られます。かりに、定額控除を強制するとしましても、現行法のよう、すべての給与所得者に對して画一的な金額を強制するのではなく、給与所得者の職務の種類から来る差異を制度的に考慮する方法が望ましいと考えるのであります。それで、給与所得者を幾つかに類型化しまして、それぞれの類型の実態に応ずる給与所得控除額を法定することとするわけであります。現行方式の違憲性を解消するためには、このような方式も検討されてよいようと思ひます。もっとも、要経費額が法定額より上回る場合が考えられますが、しかし、その場合のわずかな差異は、一般に、憲法上容認し得る合理的な差別と見てよいと考えます。

なお、以上とは別の觀点の問題としまして、給与所得控除制度の基礎にある四つのファクターを

第三に、個人の青色事業特別経費準備金制度のことございます。この点に関しまして、周知のように、中小企業諸団体は、事業主報酬控除制度の創設を要望しておりました。政府としましては、個人事業者につきまして、青色申告の奨励、老後保障等をはかる見地から、青色事業主特別経費準備金制度を導入することにしたといわれております。昭和四十六年度の税制改正におきまして、事業主報酬控除の導入を見なかつたとはいへ、ともかくこのような準備金制度の導入を見たことは、わが国の税制史上、一つの前進と評価することができます。しかしながら、事業主報酬控除の思想は、青色事業主特別経費準備金制度のそれとは異質のものを含んでいたことに注意されねばならないと考えます。それは、今回の準備金制度のような青色申告の奨励とかといったレベルのものではありませんで、もつと本質的な、基本的な視点に立つものであります。私は、青色申告制度が導入されて以来、すでに二十年以上の歴史を持つ今日の時点におきまして、いまさら青色申告の奨励とかいうレベルの発想が出てくること自体に対して、基本的な疑問を感じるものであります。

事業主報酬控除論は、青色申告の奨励という視点からではなく、法人企業と個人企業との間の制度上の不均衡を是正しようという観点から展開されており、この制度が導入されたものであります。個人企業を法人企業と見た場合、事業主が企業体に対し提供しました役務の対価は、企業体のコストを構成するという考え方が成り立ちます。このような考え方からいいますと、事業主報酬控除論は、理論的にも十分に成り立つわけであります。このような考え方からいいますと、事業主報酬控除は、経済的には、所得税が課税対象になるからであります。もつとも、給与所得控除だけは、経済的にはメリットがあるということがあります。私は、事業主報酬控除論の意義は、そうした経済的メリットの面においてよりも、むしろ個人企業を法人企業と同じように考えようというそのことと自体、つまり思想的、精神的侧面においてこそ存続するのだと考えております。

ただいま申し上げましたように、事業主報酬控除論は、所得税レベルだけでは経済的にはあまりメリットがございませんが、これを事業税、住民税にまで波及させると、経済的にもかなりのメリットが生じます。のみならず、事業税についてこれを導入いたしますと、従来の事業所得から勤労性所得部分を分離させるという効果をもたらすという理論的な意義を持つに至るわけであります。また、事業主報酬控除論は、少なくとも理論的には租税回避の手段としての法人成りを阻止しようという立場からもサポートされ得る側面を持っています。これに注目したいと思います。

ともかく、理論的には十分根拠のある議論と考えるのであります。私は、かねてから、企業課税をめぐるさまざまな問題は、究極的には、わが税制が法人とか個人とかという人格の相違によりまして画一的に別個の制度を適用している点に由来していると考えておりますけれども、事業主報酬控除論は、そういう企業課税の基本的なあり方に対する考え方です。私は、裁決所は、統治行為論を適用しまして司法審査を回避するという事態に立ち至るようになります。このことは、いまだに存在いたしております。しかしながら、私は、税法学という学問の発達につれまして、租税立法の持つ多くの違憲性が明らかにされるようになつてきますと、やがて最高裁判所は違憲判決の持つ影響を避けるためになるのではないかといふことをおそれております。私自身は、裁決所は、統治行為論を適用しまして司法審査を回避すべきではない、つまり、統治行為論なる学説を肯定しない立場に立つております。

するのではなくて、そうした企業課税論の一環としての視角から本委員会におきまして慎重に検討されることを要望したいのです。

第四に、租税特別措置のことについてであります。今回の税制改正案におきましても、多くの特別措置の導入・拡充が見られます。政府側の試算によりましても、昭和四十六年度の特別措置による国庫減収は、実に国内税だけで四千三百九十四億円という巨額に達しております。

個別の特別措置につきまして所見を述べる時間がございませんので、この機会にかねてから考えております特別措置をめぐる問題点を総括的に申し上げさせていただきます。

第一点、財政議会主義を強調しております日本国憲法は、補助金のような国費の支出についての国会のコントロールは、個別的・具体的であらねばならないということを要請しております。特別措置は、税法律の規定するところであるというそ

う意味では財政議会主義に反しないのであります。しかし、その実質は隠れた補助金であります。その意味から、この巨額の補助金に対しては実質的には全く国会の民主的コントロールは及んでいないわけであります。つまり、特別措置は、実質的には憲法の財政議会主義を形骸化せしめているということが指摘されねばならないであります。

第二点、特別措置は、特定の政策目的のために負担の公平を犠牲にするものであります。負担公平原則は、単に財政学のレベルの租税原則の一つではなく、私は、日本国憲法のもとでは憲法上の原則であります。したがいまして、特別措置に対する対応としては、そのような観点から厳密な憲法的なヌスが加えられねばならないと考えてあります。

第三点、利子所得、配当所得の分離課税等の特例によって容易に理解されますように、特別措置は総合累進構造を形骸化せしめております。そうして、それは、租税制度の持つ所得再分配及びビルトイン・スタビライザーの機能を減殺せしめる

のであります。

第四点、大企業、高額資産所得層等への傾斜とされた優遇措置は、一般的の納税者のタックス・モラルによりましても、昭和四十六年度の特別措置によ

る国庫減収は、実に国内税だけで四千三百九十四億円という巨額に達しております。

個別の特別措置につきまして所見を述べる時間がございませんので、この機会にかねてから考えております特別

措置をめぐる問題点を総括的に申し上げさせていたいと思います。

第一点、財政議会主義を強調しております日本

国憲法は、補助金のような国費の支出についての

効果のない特別措置は、いたずらに特定の納税者

の租税負担を合法的に軽減するだけであります。

第六点、一つの特別措置の承認は、連鎖反応的に類似の幾つかの特別措置の承認要求をもたらす

第七点、特別措置による巨額の減収は、結局、一般大衆に対する所得税であるとか住民税等の重

課、間接税の増徴といった大衆譲税を結果するこ

とになります。

第八点、特別措置は税制を複雑化いたしまし

職員の質問検査権に関する法の規定が、事実において治安立法的に運用されている面があることが指摘されているのであります。

第五点、特別措置は、一たん採用されると、その政策効果のいかんにかかわらず、既得権化いたしまして、廃止が困難となつております。政策

第七点、特別措置による巨額の減収は、結局、一般大衆に対する所得税であるとか住民税等の重

課、間接税の増徴といった大衆譲税を結果するこ

とになります。

第八点、特別措置は税制を複雑化いたしまし

て、人々の理解を困難にすることになります。税制の複雑化は、申告納税制度の健全な展開を阻害することになります。

人との所得税負担の累増を緩和するために、その軽減を行なうこととしたしまして、各種の所得控除

の引き上げが行なわれるとともに、青色事業主特別経費準備金が創設されております。また、相続税を低下せしめるということが指摘できるのであります。

第五点、特別措置は、一たん採用されると、その政策効果のいかんにかかわらず、既得権化いたしまして、廃止が困難となつております。政策

第六点、一つの特別措置の承認は、連鎖反応的に類似の幾つかの特別措置の承認要求をもたらす

第七点、特別措置による巨額の減収は、結局、一般大衆に対する所得税であるとか住民税等の重

課、間接税の増徴といった大衆譲税を結果するこ

とになります。

九

心になつてゐるようありますね。だから、税調としても、当然、いまの付加価値税等については、もう私は自動車重量税はその布石だと見ていいのですけれどもね。だから、いろいろ取りざたされているのを検討しますと、一つはフランス型を、あるいは西ドイツ型を、あるいはEEC型をと、こういうふうに具体的に組上に乗ってきているわけですね。そういうものから推して、たとえばフランス型で行つた場合については税収見積もりはこの程度まで上がるだろう、こういうふうなことです。しかし、大蔵大臣としては、物価等の見合いでもつてなかなかん切りがつかないというようなことをいま言つておりますが、内心はだいぶそっちのほうに行つて検討されている。だから、そういう事実がいま税調としてはないのかどうか、その辺の見解をひとつお聞かせ願いたい。想定の上で申しわけありませんが、もしさういうことで付加価値税等を導入をしていくというふうなことになつて検討される場合には、はたしていき指摘をされるフランス型とか、西ドイツ型とか、EEC型とか、どういうものに日本としては符節を合わせていくような方向にあるのか。あるいは、想定で申しわけありませんが、その辺の税収見積もりとしてはどの辺に考へるか。この辺の三点について内容としてもう一回お聞かせを願いたいと思います。

それから私は、直間比率、この大小はあまり意味をなさないと思うのです。結局、直間比率を土

台にとってねらうところは、大衆重課方式で進めようという税制全般の増強体制につながっているのじやないかと思うわけです。そういう意味合いにおいて、間接税の全般的な検討、こういうことはあるわけあります、どうしても、そういう面で言つて、今後の経済膨張、歳出膨張、こういうものの最終というものを、大衆重課という形で進めてくるんじやないか。そういう面について、先ほど御指摘になつたように、所得税については、重税感、負担感が非常に重いという感じを持つわけです。こういうものはやはり早期に払拭をして

心になつてゐるようありますね。だから、税調としているので、西ドイツ型を、あるいはEEC型をと、こういうふうに具体的に組上に乗ってきているわけですね。そういうものから推して、たとえばフランス型で行つた場合については税収見積もりはこの程度まで上がるだろう、こういうふうなことです。しかし、大蔵大臣としては、物価等の見合いでもつてなかなかん切りがつかないというようなことをいま言つておりますが、内心はだいぶそっちのほうに行つて検討されている。だから、そういう事実がいま税調としてはないのかどうか、その辺の見解をひとつお聞かせ願いたい。想定の上で申しわけありませんが、もしさういうことで付加価値税等を導入をしていくというふうなことになつて検討される場合には、はたしていき指摘をされるフランス型とか、西ドイツ型とか、EEC型とか、どういうものに日本としては符節を合わせていくような方向にあるのか。あるいは、想定で申しわけありませんが、その辺の税収見積もりとしてはどの辺に考へるか。この辺の三点について内容としてもう一回お聞かせを願いたいと思います。

それから私は、直間比率、この大小はあまり意味をなさないと思うのです。結局、直間比率を土台にとってねらうところは、大衆重課方式で進めようという税制全般の増強体制につながっているのじやないかと思うわけです。そういう意味合いにおいて、間接税の全般的な検討、こういうことはあるわけあります、どうしても、そういう面で言つて、今後の経済膨張、歳出膨張、こういうものの最終というものを、大衆重課という形で進めてくるんじやないか。そういう面について、先ほど御指摘になつたように、所得税については、重税感、負担感が非常に重いという感じを持つわけですが、こういうものはやはり早期に払拭をして

いかなければいけない、内容において実質的に。そういうものを一体どこに焦点を当てて税調等で検討されようとしているのか、この辺の問題についてもう一度お聞かせを願いたいと思います。

○参考人(福良俊之君) お答えいたします。
員の任期は今年の九月の四日あたりで終わるはずでございます。したがいまして、その間におきまして、税制改正についての抜本的な検討ができるべき姿についての答申を行ないたいというのが第一点の問題でございますが、税制調査会の委員の方でござります。したがいまして、その間におきまして、税制改正についての抜本的な検討ができるべき姿についての答申を行ないたいというのが第一点の問題でございます。

〔理事大竹平八郎君退席、委員長着席〕

そして、付加価値税制について一体どう考えておられるのかということございますが、これは、御承知でもございましょうけれども、税制調査会と

おおいたしまして、木下教授あるいは館教授のお二方によると、一体現実に付加価値税制といふものがどのように行はれておるかということを学問的な見地からと実情からと御視察を願いまして、その報告を受けております。ただし、全体として付加価値税制を採用するいたしましても、その移行までは少なくとも数年を要するであろうというのがいままでの結論でございます。したがいまして、いま御指摘のように、付加価値税制をとるかしまして、一体どのような付加価値税制をとるかというところまではきまっておりません。ことに、EECの諸国、あるいは北欧の諸国、さらにはこれからイギリス、アメリカ等がどういう態度に出てくるのかわかりませんが、多段階の付加価値税制をとるかによりまして、税収等の見積もりもかなり変わつてこようかと思います。それらの点についても、まだ検討していないというのが実情でござります。当然、将来の財政需要、ことに社会保障の拡充等のための財政需要、あるいは社会資本の拡充等のための財政需要、そういうものにもらみ合わ

せながら、おそらく付加価値税制を採用するといったとしても、その内容が具体的にきまつていくのではなくらうかと思ひます。しかし、それは将来のこととござりますので、先ほど仮定の上に立つてお話をございましたが、私の立場としてはそれ以上申し上げることは困難かと思います。

それから直間比率の問題は、むしろ直接税の比率を低めるということは税の負担感を軽減することには役立つかもしれないけれども、間接税重課

ということになると、それは大衆課税の強化といふことになりはしないか、また、それが一つのねらいではないかといふ御指摘をございますが、いましようけれども、逆進的な性格を持つてお

る、そういう意味で間接税を重課するということは大衆課税になるということでかなりの反撃があつたことは、申し上げるまでもございません。

しかし、そう言いながら、西欧の諸国、また、アメリカ等におきましても、従来の直接税中心からある程度間接税にウエートを置いていくというふうに変化を見つつある。当然、その国の経済情勢、社会情勢等を勘案しながらこれらのこととはきめいかれなければなりませんけれども、先ほども申し上げましたように、全体として所得水準が高まつてくる、その中におきまして消費の高度化と

いうものも行なわれてくるということになりますと、従来の間接税の増徴というものが単純に大衆課税であるという考え方がある程度是正して間接税についても考えていく必要があるのではないか

うか。現実の問題といたしまして、今日、所得税の納税者は二千万人をこえるということになつております。したがつて、現在の所得税といふものが、ある意味から申しますならば、大衆課税になつておるということも事実でござります。

そういう面で、直接税と間接税につきまして、ある程度の比率を是正するという方向で今後とも検討をしていこうということでありまして、これが直ちに大衆課税の強化だという観点からだけ議論をす

らうことにつきましては、国民感情等も十分考え、さらに物価情勢等も十分にらみ合わせながら検討をしていかなければならぬ問題だと、かよ

うに考えております。

○松井誠君 最初に、斎藤参考人にお尋ねをした

いと存りますが、お話を中で、アメリカの資本が東南アジアあたりでつくった製品がいわゆる再上陸をするというお話をありました。それと同じ

よくななことが、おそらく韓国や台湾に行っておる日本の資本がやっぱり同じように日本へ再上陸があるだらうかということが一つと、それからそ

それからもう一点は、先ほど、先生が、ことしの特別措置の減収額の四千三百九十四億、そう言わされましたね。四千三百九十四億と言われたんですが、これは、政府の資料によりますと、その中から、交際費の分を増収分として千百九十六億、それを引いて、差引が四千三百九十四億になるわけです。交際費課税については、損金に算入するという意味の減収と見ないで、損金の不算入——いいですか、むしろ増税として特別措置の中に計算をしておる、そういう考え方でいいのですね。交際費課税というのは、そういう意味で、本来取るべきからざるものを見特別措置で取つておるんだといふ考え方なのか、そうじやなくて、交際費課税というものは本来取るべきところのものを、これだけ特別措置で減収をしておるんだと考えるべきか。これは特別措置全般にも多少関係のある問題ではないかと思うのですが、その点をお聞きしたいと思います。

それから最後に、福良参考人ですが、先ほど、日本の租税負担率が非常に低いというお話をありました。確かに、数字の上でそだと思ひんで

すが、租税の負担率だけで機械的に比較をすると

いうことに私はどうも疑問がありまして、たとえば一人当たりの国民所得のレベルも問題でしよう

し、あるいは税外負担というようなものが一體的

体的にどの程度あるかないかということも問題で

しょうし、それから社会保障というものが具体的

にどういうように充実をしているのかないのか

ということも問題でしようし、そういうことをやつぱり総合的に考えないと、国民の租税の負担

率だけで税金にまだ軽いというように思ひます

が、ただいまの御質問を、ちょっと誤解があるとい

けませんので、私、要約させていただきますと、

アメリカにたとえば上陸していつて、アメリカ

は、アメリカの資本あるいは日本の資本が後進国に行

き、それがまた、特に、私は、先ほどの御報告で

は、アメリカにたとえば上陸していつて、アメリ

カ市場において競合するというお話を申し上げたわけでございますが、どういう品物があるかといふうな問題と、それから経済協力との関係はどういうことになるのかと、それからそういう中において特惠をどう考えて位置づけたらいいのかと、御質問をそういうふうに承りましたのです。

○参考人(斎藤倉之助君) 松井先生からの二点についてお答えいたします。

第一点は、大島達憲訴訟においてどのような憲法条項が問題になつてゐるのかと、それは、憲法十四条だけが問題になつておりますが、これは、私の知る限り、憲法十四条だけあります。総評のサラリーマン訴訟で

は二十五条論も展開されておりますが、大島達憲訴訟は憲法十四条の平等条項だけが問題になつておりますが、私もそのような観点から意見を述べたのであります。憲法十四条は、単に形式的な差別禁止条項ではなくて、私は、憲法規範論としましては、租税関係につきましては、実質的な平等と申しますか、応能負担の原則を包含すると考

えておりまして、單に形式的な平等条項ではない。能力に応じて平等に租税を負担するのだといふこととして憲法十四条の法規範論的意味を理解することができるのだと、そういうふうに考えておりま

す。

第二点、統治行為論の話であります。これは、私の知る限りは、まだ法廷ではそういう議論は出

していませんし、そもそも国側ではそういう発想すら頭に浮かんでいないと考えていいと思いま

す。私が申し上げたのは、日本の憲法学者は、從来、租税事件に対する、あるいは租税問題に対する研究に対して、あまりにも不十分である。つまり、租税に対する憲法感覚と申しますか、法感覺と申しますか、そういうものがきわめて欠落し

ておるということを申し上げるために申し上げております。要するに、経済の全体の進歩の一つの過程として、それは十分とられられるのではないか。そこには、当然、競争とか、あるいは協調とか、そ

ういう問題が出てくるようになります。その場合に、特恵をどう位置づけるか申しますと、私は、やはり、国際化、いわゆる資本の自由化、あるいは貿易の自由化、それから発展途上国

の進歩、そういうふうな中で特恵問題も前向きに考えていくべきではないかと、そのように思ひます。

○参考人(斎藤倉之助君) お答えいたします。

第三点、租税特別措置でありますけれども、これはまさに松井先生のおっしゃるような考え方

も成り立つと思いますが、私としましては、交際費の損金算入を制限するということは、これはブ

ラスの、増税のほうですか、になつてくるという理解が可能なのではないか。ただし、現在の交際

費課税のあり方が十分であるという意味ではありません。私は、むしろ、交際費課税のあり方に關連しましてかねがね思つておりますのは、措置法

で対象にしている「交際費等」というのは、使途不明金は入らないわけでありまして、あくまで使途の明確なものだけに対してあのような制限を加えておりますが、たとえば軽機械関係とかそういうふ

くべきではないかと、そのように実は考えておるわけでございます。

ます。ただ、現代資本主義のもとにおきましては、一般的な傾向としまして、企業は営業経費を増大することによって租税の回避をはかるという傾向が世界的に見られますので、交際費の立法規制というものは、例外的な措置ではなくて、むしろ原則であるという考え方も成り立つと思います。

で、そういう考え方からいきますと、松井先生の御指摘のような理解も可能であらうと考えます。それから質問はなかつたんですが、先ほど福良参考人から付加価値税についていろいろ御意見が述べられましたので、時間の関係で私も述べたかったんですが、省略した關係上、ちょっと申し上げますと、付加価値税につきましては、二つの点で問題があると考えております。一つは、この税金は逆進的な構造になる、逆進性を持つておるということです。それから第二番目に、物価上昇の原因になる危険性があるという、この二点からいきますと、私としてはきわめて慎重に考えるべきであると考えております。

○参考人(福良俊之君)お答えいたしました。

先ほど、各国の国民所得に対する税負担率を単純にお示しいたしましたので、あるいは誤解を招くおそれがあったかと思います。もちろん、税の負担率だけで一体比較ができるものかどうか。御指摘のように、税外負担というものがどうなつておるのか、国民の所得水準自体がどうなつておるのかということ等の広い範囲から検討を進めなければ、ただ単純に率だけで重いとか軽いとか言えなことがあります。鈴木一弘君最初に、尾閑参考人に伺いたいのですが、その中で、特惠受益ですが、関税率審議会の答申を見て感ずるんですけれども、まず、最初のところでは、UNCTADの合意事項に基づいて今度改定したらどうかといふことになつたわけですが、その点についてお聞きをいたしますが、香港等についてはどういうような考え方になっておりますか。英國の属領である香港

港、あるいはヤウンデ協定国、こういう国々に対する

いと思います。

○参考人(尾閑将玄君)お答えいたします。

逆惠の國でありますし、一方は香港は英國の属領であります。英國とは違うのか違わないのかという点。これは特惠問題としては非常に大きな問題だと思いますので、そういう点では御審議がなかつたかどうか。

それからもう一つは、いわゆる貨物についての原産地証明のことではありますが、原産地証明が、場合によれば、原産地でない国から出して原産地証明をつけるというふうな事態も起きてくるだ

る。これも政令でということです。原産地証明についての審議といいましょうか。その点はどういうふうになつてこられたかを伺つておきたいと思います。それからいまの問題で、これは資藤参考人においては原産地の問題がものすごくたいへんな問題になるだらうと思うのでありますけれども、それについてどういうようによつておられるのかということ。

それから先ほどもありました、アメリカの資本が東南アジアへ進出して再びアメリカへ再輸入をする。特恵の中には——わが国特恵ではありません、アメリカの特恵といふことがあります

いまいろいろ研究をやつしているけれども、これにどうするかというよなことは非常にデリケートなところがあるので、どうするかというところまでは決定しておらない。

それからもう一つは、原産地証明、非常にむずかしい問題であつて、しかもこれは実際ににおいて運用する上においては非常に重要なことだと思ひます。御質問、まさにごもつともだと存するのでございまするが、これは手続に関することがありますから、関税率審議会等においてこれをどうするかといふようなことはやらない。これは、手続に関する、いろいろ政府当局、事務当局で研究すべきものであるといふことになつております。

○参考人(資藤倉之助君)お答えいたします。

まず、第一の原産地証明につきましては、私も、やはり、そなつて高級なものはひつかからないと思いますけれども、そうでないようなものもあるだらうと思うのですが、そこで何か加工をするとなれば、付加価値がついてくる。この場合は、米資本が東南アジアへ進出して、材料で出していくのか。そういう場合は、特惠の規定もたぶんあるだらうと思うのですが、その場合、一つ

でございまするが、これは手続に関することがございまするが、それは手続に関することがございまますから、関税率審議会等においてこれをどうするかといふようなことはやらない。これは、手続に関する、いろいろ政府当局、事務当局で研究すべきものであるといふことになつております。

それなりに意味があるわけでございまするが、そのためでございまして、関税がかかるわけではありませんが、そのうちの一部が公害対策として還付される、あるいは低硫黄に対する規制が行なわれるというよなことが今回さらに新しく取り入れられたわけでございます。それは石油炭対策として原重油に対する関税がかかるわけでございまするが、そのためでございまして、石油炭対策として還付される、あるいは低硫黄に対する規制が行なわれるというよなことがござります。それは、近のOPECの石油の価格引き上げに伴つて、こういう原重油、原材料というものは、本来ならば無税であるべきものを、それが石油炭対策等のために関税をかけられてくる。そうして、石油価格は、毎年上げられていく情勢になつてきており、これがでござります。国内の物価問題にも大きな影響が出でござります。

盾した観点から、この原重油関税というものを基づいて言えば、アメリカでは関税割り当て制度をとろうとしているようありますけれども、そうでないようないふなことを思つておられますけれども、政府当局において適切な措置がとられる、このよう

て、現在、先ほど申しましたが、軽工業品という形で上陸していくといふうに私は考えております。それも、具体的に申しますと、現在は、何と申しましても、雑貨とか織維関係、こういうものが相当競合するわけでございますが、それは、先ほど申しましたように、例外品目等になつておる

ところまできておる。ところで、しかし、それじゃ香港に特恵をやることにするかどうか、そういうことになりますと、これはそのときによつて政府がきめることであつて、まだ現在においてそこまでやるのだということを言い切ることはできません。

それからもう一つは、ヤウンデの特恵、これもいまいろいろ研究をやつしているけれども、これにどうするかというよなことは非常にデリケートなところがあるので、どうするかというところまでは決定しておらない。

それからもう一つは、原産地証明、非常にむづかしい問題であつて、しかもこれは実際ににおいて運用する上においては非常に重要なことだと思ひます。

それでございまして、関税がかかるわけではありませんが、そのうちの一部が公害対策として還付される、あるいは低硫黄に対する規制が行なわれるというよなことがござります。

○岩動道行君 私、一点だけちょっと関税について伺いたいのですが、尾閑参考人に原重油関税について伺いたいのですが、現在は、

関する基本的な考え方はどうあるべきかといふことについて伺いたいのですが、尾閑参考人に原重油関税について伺いたいのですが、現在は、

石炭対策として原重油に対する関税がかかるわけでありますから、そのうちの一部が公害対策として還付される、あるいは低硫黄に対する規制が行なわれるといふことなどがござります。

○参考人(資藤倉之助君)お答えいたします。

まず、第一の原産地証明につきましては、私は公害対策といふふな複雑な、相矛盾した観点から、この原重油関税というものを基づいて言えば、アメリカでは関税割り当て制度をとろうとしているようありますけれども、それでないようないふなことを思つておられますけれども、政府当局において適切な措置がとられる、このよう

だければ、お示しいただきたいと思います。

○参考人(尾閑勝玄君)お答えいたします。

いま石動先生の御質問、まことにごもつともだと存じます。関税率審議会のほうにおきましては、ずっと前から、エネルギー源になるこの重油関税については、無税にすべきものだと、ずっと前から申しております。そうして、いろいろとそうもいかないというので、かけるときにも、政府がかけようとするものに対しては、附帯決議をつけて、無税にしなきやならないものだけれども、いろいろの理由もあるので、この際は諮問のおりに関税かけることに対するというような附帯決議をつけてやつております。しかし、この

收入といふものは、もう申し上げるまでもなく、非常に大きなものでありまして、それがいろいろなものにつき込まれておる。そこで、すぐは廃止

できないような状態にもなつておつた。が、しかしまたもう一方を言うと、いまおつしやつたよ

うないいろいろの理由で、これはどうしてもずっと安い税金にするか、それをどうするか、慎重に研究しなければならない。そこで、これから引き続

いてこれをどうするか。いまの実際としては、どうしても政府としてある程度のなにが必要であると。また、理論からいくと、そういうことは立ちにくく問題だといふようなことで、引き続いて研究すること、審議することといふことにいたしました。

○委員長(柴田栄君)参考人の方々に申し上げます。本日は、長時間にわたりまして貴重な御意見をお述べをいただきまして、ありがとうございます。ただいまお述べをいただきました御意見は、四法案の審査を通じ、十分に役立たせていただきたいと思います。ありがとうございます。ありがとうございました。お引き取りをいただきてけつこうございます。

○委員長(柴田栄君)ただいま議題となつております四法案のうち、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租

税特別措置法の一部を改正する法律案、以上三法案についての本日の質疑はこの程度にとどめ、こ

の際、関税率法等の一部を改正する法律案にあわせて租税及び金融等に関する調査を議題とした

します。

質疑のある方は、順次御発言を願います。

○伊藤五郎君私は、関税率法の一部を改正す

る法律案について、若干お尋ねをいたします。

豚肉の自由化により、海外から安価な豚肉が大

量に輸入され、国内養豚農家は大きな影響を受け

ると考へるが、関税によつてどこまでその影響を

食いとめていくことができるでありますか、

お答えを願います。

○政府委員(谷川寛三君)先生、もうすでに御案内のとおりと存じますが、昨年の六月に、物価対策

閣僚懇談会におきまして、豚肉につきましてはこ

の際輸入の自由化をいたしまして、その反面関税

その他国内の豚肉の安定制度との調整措置を講じ

て、いくよようにという御決定がございました。そし

て、ことしの一月十九日に、関係閣僚協議会にお

きまして、この九月末までに豚肉は自由化をして

いくということになつたわけでござります。

その他の内定度、関税率の改正を行なうにいたしましても、そ

れを踏まえまして、御審議いたしておりますよ

うに、豚肉につきましては差額関税の制度をとる

ことにしたわけでございます。豚肉の価格安定に

つきましては、これまた御案内のとおり、畜産物

の価格安定等に関する法律によりまして、安定基

準価格と安定上位価格が定められておる。国内の

豚肉の卸売り価格が安定基準価格を下回つたら、

畜産振興事業団がこれを買い上げる。それから上位価格を上回つてくるようになりますと、事業

団が持つている豚肉を放出するという制度になつておりますが、今度の差額関税では、この二つの

価格の中間の価格、まあ通常へそ価格といわれておますが、それを基準にいたしまして、これを

の一〇%、どつちか高いほうを関税として取ると

いうことにしたわけでございます。したがいまし
て、いま申しました中間のへそ価格以下では豚肉
は入つてこないということになるわけでございま
す。一方、中間の価格というのは、豚の生産費等
を勘案いたしまして、農林省におかれまして再生

産可能な価格としてきめられておりますので、今
度の差額関税の制度によりまして豚肉の輸入自由
化をいたしましても、養豚農家には何らの影響は
ない。養豚農家の保護の上から申しまして完璧で
あるというふうに考へておる次第でござります。

○伊藤五郎君 大体わかりましたが、ただいまの

へそ価格を基準価格とする差額関税を設けた場
合、確かにへそ価格以下で輸入されるることはな
いと言つても、私は常にへそ価格において豚肉が
輸入されるに考へられるため、結局、国内の豚肉
価格がへそ価格以下に押さえられるのではないかと
いう心配があるのであります。その点はどうなん
です。

○政府委員(谷川寛三君)いま申しましたよう
に、今度の差額関税の制度によりまして、自由化
後におきましては、とにかくへそ価格までは必ず
税金を取りますので、それ以下で入つてくること
はございません。かつ、日本の港へ着きましてか
ら国内の卸売市場へ行くまでに保険料とか運賃
とか、いろいろな諸掛りがかかります。これは、
過去の実績によりますと、三%から一割ぐらいま
ではかかりますので、いまのへそ価格の上にそれ
が乗つかるわけです。ですから、大体、上位価
格に近いところで輸入の豚肉は価格がきまつてく
る。それからまた、御案内のとおり、豚肉につき
ましては変動が激しいわけでございますが、米国
とか韓国からの輸入の豚肉の価格を見てみます
と、大体上位価格に近いところで輸入されておる
ます。それからまた、御案内のとおり、豚肉につき
ましては変動が激しいわけでございますが、米国
とか韓国からの輸入の豚肉の価格を見てみます
と、大体上位価格に近いところで輸入されておる
ます。それでございまして、決してその点御心配はな
いというふうに私どもは確信しております。

○伊藤五郎君 大体心配がないようあります

が、しかし、われわれは、立法するにあつては

かりまして、機を失せず緊急關稅を発動いたしま

して救済をするようにしたいと思っておりますの
で、御安心いただきたいと思います。

○伊藤五郎君 豚肉については、大体わかりまし

た場合には、一体どうおやりになるつもりである
か、これをお聞きをしたい。

○政府委員(谷川寛三君)いま申しましたよう
なことで御安心をいただいてだいじょうぶだと思
います。かつ、豚肉というのは、これは先生に申し
上げるまでもないところでございますが、ピック
サイクルというのがあります。先ほど申しまし
たように、価格の変動が内外とも激しいものでござ
います。だから、かりに輸出国の価格が安く、輸
入国が高い、相当輸出できるということになつて
も、いつ価格変動があるかもしれませんということ
でございますので、大体いまのあれを見てみます
と、豚肉というのは輸出商品ではないようでござ
います。牛とかマトン、羊肉なんかについて見ま
すと、世界の生産量の、牛は四%強、それからマ
トンが九%強輸出されておりますが、豚肉だけは
一%ぐらいしか輸出されておりません。これも、
いま申しましたような価格変動が激しいから、非常
な損害を受けるおそれがあるのでということでござ
います。しかし、かりにそういう事態が起
こりました、そうして國內の豚肉の価格もうんと
下がつた、そのため養豚農家が被害を受けまし
た。ですから、今度、輸入自由化によりまして安
定化がございません。かつ、日本の港へ着きましてか
ら国内の卸売市場へ行くまでに保険料とか運賃
とか、いろいろな諸掛りがかかります。これは、
過去の実績によりますと、三%から一割ぐらいま
ではかかりますので、いまのへそ価格の上にそれ
が乗つかるわけです。ですから、大体、上位価
格に近いところで輸入の豚肉は価格がきまつてく
る。それからまた、御案内のとおり、豚肉につき
ましては変動が激しいわけでございますが、米国
とか韓国からの輸入の豚肉の価格を見てみます
と、大体上位価格に近いところで輸入されておる
ます。それでございまして、決してその点御心配はな
いというふうに私どもは確信しております。

○伊藤五郎君 豚肉については、大体わかりまし

た。

次に、簡単にバナナの季節関税について伺いたいと思います。

季節関税の作用によつてバナナ関税を引き下げるといいますが、これは国内のリンゴ生産に大きな影響を与えるものと考えらますが、一体、どうお考えですか。

○政府委員(谷川寛三君) バナナにつきましては、三十八年に自由化をしたわけでございますが、自由化前におきましては、差益金と関税を入れますと、一〇〇%というものを取つておつたわけでございますね。その後、自由化をいたしまして、七割に下げた。それから四十三、四十四年に五%ずつ下げまして、現在六割になつております。これは、とにかく、六割という関税率は、国内外でも——国際的にももちろんでございますが、国内でものすごく高いあれでございまして、消費者のほうからはもつと軽減すべきであるという要望が強いし、一方、いまお話をありました競合果実と考えられますリンゴの栽培農家のほうからは、また別の御要求が出てくる。こういうことでございまして、いろいろ勉強いたしました回、季節関税というものを採用することにいたしました。リンゴの出回り期でございます十月から三月まで、この期間は、ただいまの六割の税率を維持いたします。が、次の期の四月から九月までは、六割を二割下げまして四割ということにいたしました。ただし申しました両方の相反した要望を折衷するということにした次第でございましたから、リンゴの栽培農家保護の上からは全く心配がないというふうに考えております。

○伊藤五郎君 関税局長は心配がないと言いますか、リントは、いま、年間を通して一年じゅう出回っている。それは、冷凍施設が非常に完備したんですね。これを、あなた、お考え願わなければいかんですよ。それだからして、このバナナの季節関税によつてリンゴの領域がうんと侵害される

と心配をしているわけです、われわれは。特に、東北の青森県、山形県、岩手県ですね。そういうことだから、そういう場合、その対策をいまから考えてもらわなければいかん。季節関税でリンゴはうんと侵害される。こういう心配がある場合、一体、どうありますか。

○政府委員(谷川寛三君) 先ほど申しましたように、確かに、一年間リンゴはいま出回りますけれども、関税率を下します四月——九月は三割程度のものでございますから、まあいま申しましたよ

うに心配はない、リンゴのなにのですね。私ども、リンゴの気持ちもよくわかりますけれども、一方、消費者の御要望も満たさなければいけませんので、いま言つたようなことをしたわけでござりますが、かりにこの措置によりまして、豚肉と同様でございます。国内のリンゴの栽培農家が非常な打撃を受けるようになつた、その結果、リンゴも重要果実に指定されておるわけでござりますが、農政推進上非常な支障を来たすことになつたという場合には、機を失せず……

○伊藤五郎君 緊急關稅ですか。

○政府委員(谷川寛三君) そうでございます。定率法の九条の二、緊急關稅……

○伊藤五郎君 季節關稅はやめますね。

○政府委員(谷川寛三君) 季節關稅をやめるの

じやなくて、あそこにありますように、通常の関税のほかに高い関税を取りまして、リンゴ農家を保護するということにしたいと思います。

○戸田菊雄君 特惠關稅についてまず最初に質問してまいりたいと思いますが、今回の関稅定率法の改正で一番問題なのは、私は、中小企業対策

じゃないかと思うのです。これらの諸対策について政府はどのような基本的な施策を持つているのか、その辺をまずお聞かせを願いたい。

○政府委員(谷川寛三君) 先ほども斎藤参考人のお話をもありましたように、私は、国内の輸入の面ではさしたる影響はないと思つております。と申しますのは、特惠關稅供与の案自体が、御審議いただいております案自体が、国内産業に及ぼす影

響を考えましてきめこまかくきめておるという点を申し上げておきたいと思います。と申しますの

は、鉱工業製品を中心でござりまするけれども、必要があると思いますが、別途中小企業特惠対策臨時措置法案というのをただいま御審議願つておりますが用意いたしまして、これまたきめこまかくいろいろな対策を講じておる。それに伴いまして、また予算上の措置もいろいろと講じておるのでございませんで、一定のワクを設けまして、基準年度における開発途上国からの輸入額を基準にいたしましてワクを設けまして、そのワクの中で特惠を供与するというふうな配慮をしております。したがいまして、ワクをこえますと、もう特惠供与はしない。それからまた、特定の国の特定の物資が、その物資についてきめられましたワクの五割を年度の途中でこえました場合は、もうその国その物資につきましては特惠を供与しないということも考えまして、これも一つの大きな歯止めござります。それから税率につきましては、原則は無税でございますけれども、織維製品とか国内産業保護上いろいろ問題のあります物資五十七品目につきましては、無税ではない、税率のカット幅を五割にとどめるというふうなことも考えております。まあそういうことでだいじょうぶだとは思いますが、それでも、なお、場合によりましては、特惠供与によりまして安い開発途上国からの物資がたくさん入つてくるということによりまして国内の産業が相当被害を受けるというふうな事態が生じてまいりました場合は、あるいはそれが出てまいりました場合は、あるいは特惠供与が非常にきめこまかくきめられるようにもしております。こういったこと、特恵供与の案自体が非常にきめこまかくきめられるようにもしております。

○戸田菊雄君 確かに、いま関稅局長が指摘をされますが、今回の特惠關稅制度の骨格としては、種々いま言つたような指摘の点は十分な配慮をされていると思うのですね。しかし、現行有税扱いの鉱工業製品の八百四十七品目、このうち七百八十四品目を無税にするわけですね。非常に膨大な品目にわたつておる。あるいは、工業製品のうちでも、発展途上国と競合の激しい六十品目に

ついては無税ですね。たとえばメリヤスなんかについてては、五十四品目について五〇%の引き下げを行なっていますね。あるいは生糸、これは七十一品目——これは現行どおりですね。さらに、石油類三品目、これもこれまでどおりということがあります。それで、いろいろ季節関税とかあるいは緊急関税、そういうものをとり得る発動の制度上の内容は整備をされておるようですが、これだけではたして完ぺきだと言えるのかどうか、この辺の自信はどうですか、局長として。

○政府委員(谷川寛三君) 先ほども申しましたよ

うに、供与案自体が、いってみれば相当シビアにできておりますので、御参考までに申しますと、四十六年度の特惠供与のワクでございますが、これなども五億ドル程度でございまして、これまで開発途上国で生産されていないものも

入っております。御案内とのおり、開発途上国からの輸入に、先進国からの最近年の輸入額の一割をプラスしたもの、このうちの一割のほうが大きゆうございますので、というようなことで、ワク自体也非常に狭うございますし、それから先ほ

うにきめこまかい配慮をいたしまして、国内産業に対する影響を最小限に食いとめようということも考えておりますので、重ねて申し上げます

が、先ほど参考人のお話にもありましたように、国内産業上はまずだいじょうぶであるといふうに考えております。ただ、いま申し上げましたよ

うに、海外の市場におきましての競合につきましては、いろいろこれから状況を十分つかんでまい

ります。それで、通産省のほうに若干質問をしたいのですが、私は、今回の関税率率の引き下げで中小企業の各業種が相当な被害を受けるのじやないかと、こういう判断をしておりま

す。それは、輸出面でも輸入面でも同じようなこと言えるのじやないか、こういうように考へてありますね。あるいは生糸、これは七十一品目——これは現行どおりですね。さらに、石油類三品目、これもこれまでどおりということがあります。それで、いろいろ季節関税とかあるいは緊急関税、そういうものをとり得る発動の制度上の内容は整備をされておるようですが、これだけではたして完ぺきだと言えるのかどうか、この辺の自信はどうですか、局長として。

○政府委員(谷川寛三君) 先ほども申しましたよ

うに、供与案自体が、いってみれば相当シビアにできておりますので、御参考までに申しますと、四十六年度の特惠供与のワクでございますが、これなども五億ドル程度でございまして、これまで開発途上国で生産されていないものも

入っております。御案内とのおり、開発途上国からの輸入に、先進国からの最近年の輸入額の一割をプラスしたもの、このうちの一割のほうが大きゆうございますので、というようなことで、ワク自体也非常に狭うございますし、それから先ほ

うにきめこまかい配慮をいたしまして、国内産業に対する影響を最小限に食いとめようといふことを考えておりますので、重ねて申し上げます

が、先ほど参考人のお話にもありましたように、国内産業上はまずだいじょうぶであるといふうに考えております。ただ、いま申し上げましたよ

うに、海外の市場におきましての競合につきましては、いろいろこれから状況を十分つかんでまい

ります。それで、通産省のほうに若干質問をしたいのですが、私は、今回の関税率率の引き下げで中小企業の各業種が相当な被害を受けるのじやないかと、こういう判断をしておりま

す。それは、輸出面でも輸入面でも同じようなことが言えるのじやないか、こういうように考へてありますね。あるいは生糸、これは七十一品目——これは現行どおりですね。さらに、石油類三品目、これもこれまでどおりということがあります。それで、いろいろ季節関税とかあるいは緊急関税、そういうものをとり得る発動の制度上の内容は整備をされておるようですが、これだけではたして完ぺきだと言えるのかどうか、この辺の自信はどうですか、局長として。

○説明員(斎藤太一君) 特恵の供与がわが国の中の制度上の内容は整備をされておるようですが、これが、これだけではたして完ぺきだと言えるのかどうか、この辺の自信はどうですか、局長として。

その前提に非常に無理があると申しますか、大胆な前提を置いておりまして、いろいろ中を見ますとおかしな数字も出てまいつたりいたしまして、特に私ども考えておりますのは、過去に日本の輸出のシェアが落ちましたのは、決して価格だけの問題ではございませんで、そのほか、市場の変化、あるいは輸入される側の好みの変化でございますとか、いろいろございます。また、かりに価格の格差がございましても、低開発国側の工業化の進みぐあいと申しますか、生産能力にも限界がございまして、そういういろいろな要素のかみ合せによりまして輸出への影響というものは出でまいりますので、ただいまの内部資料としてつくりましたものは、どうも問題が非常に多くて、ちょっと公式な資料としては使えないのじやないかということで、中小企業庁としましても、まあ全く試算的な試案的な資料という意味で、庁議としても採用しないということにして、机の中に入れてあるといつたような種類の資料でございましたけれども、一応資料として御提示はしますか、資料としては、私どもちょっと使いにくくようと考えております。

○戸田菊雄君　だいぶそういううござんさがあると聞いて、公式にお出しできるような確度を持ったと申しますが、資料としては、私どもちょっと使いにくくようと考えております。

○戸田菊雄君　ただいま申し上げましたことと公式的には、中小企業庁としましても、まあ全く試算的な試案的な資料という意味で、庁議と

米輸出品につきまして日本、アメリカでのシェアが変化してしまったか、あるいは輸出額がどういうふうに落ちてきたかというような、過去の実績出のシェアが落ちましたのは、決して価格だけの問題ではございませんで、そのほか、市場の変化、あるいは輸入される側の好みの変化でございまして、いろいろございます。また、かりに価格の格差がございましても、低開発国側の工業化の進みぐあいと申しますか、生産能力にも限界がございまして、そういういろいろな要素のかみ合せによりまして輸出への影響というものは出でまいりますので、ただいまの内部資料としてつくりましたものは、どうも問題が非常に多くて、ちょっと公式な資料としては使えないのじやないかということで、中小企業庁としましても、まあ全く試算的な試案的な資料という意味で、庁議と

が、どうですか、この程度ですが、どうですか、この程度でございます。また、かりに価格の格差がございましても、低開発国側の工業化の進みぐあいと申しますか、生産能力にも限界がございまして、そういういろいろな要素のかみ合せによりまして輸出への影響というものは出でまいりますので、ただいまの内部資料としてつくりましたものは、どうも問題が非常に多くて、ちょっと公式な資料としては使えないのじやないかということで、中小企業庁としましても、まあ全く試算的な試案的な資料という意味で、庁議と

が、どうですか、この程度ですが、どうですか、この程度でございます。また、かりに価格の格差がございましても、低開発国側の工業化の進みぐあいと申しますか、生産能力にも限界がございまして、そういういろいろな要素のかみ合せによりまして輸出への影響というものは出でまいりますので、ただいまの内部資料としてつくりましたものは、どうも問題が非常に多くて、ちょっと公式な資料としては使えないのじやないかということで、中小企業庁としましても、まあ全く試算的な試案的な資料という意味で、庁議と

が、どうですか、この程度ですが、どうですか、この程度でございます。また、かりに価格の格差がございましても、低開発国側の工業化の進みぐあいと申しますか、生産能力にも限界がございまして、そういういろいろな要素のかみ合せによりまして輸出への影響というものは出でまいりますので、ただいまの内部資料としてつくりましたものは、どうも問題が非常に多くて、ちょっと公式な資料としては使えないのじやないかということで、中小企業庁としましても、まあ全く試算的な試案的な資料という意味で、庁議と

が、どうですか、この程度ですが、どうですか、この程度でございます。また、かりに価格の格差がございましても、低開発国側の工業化の進みぐあいと申しますか、生産能力にも限界がございまして、そういういろいろな要素のかみ合せによりまして輸出への影響というものは出でまいりますので、ただいまの内部資料としてつくりましたものは、どうも問題が非常に多くて、ちょっと公式な資料としては使えないのじやないかということで、中小企業庁としましても、まあ全く試算的な試案的な資料という意味で、庁議と

が、どうですか、この程度ですが、どうですか、この程度でございます。また、かりに価格の格差がございましても、低開発国側の工業化の進みぐあいと申しますか、生産能力にも限界がございまして、そういういろいろな要素のかみ合せによりまして輸出への影響というものは出でまいりますので、ただいまの内部資料としてつくりましたものは、どうも問題が非常に多くて、ちょっと公式な資料としては使えないのじやないかということで、中小企業庁としましても、まあ全く試算的な試案的な資料という意味で、庁議と

が、どうですか、この程度ですが、どうですか、この程度でございます。また、かりに価格の格差がございましても、低開発国側の工業化の進みぐあいと申しますか、生産能力にも限界がございまして、そういういろいろな要素のかみ合せによりまして輸出への影響というものは出でまいりますので、ただいまの内部資料としてつくりましたものは、どうも問題が非常に多くて、ちょっと公式な資料としては使えないのじやないかということで、中小企業庁としましても、まあ全く試算的な試案的な資料という意味で、庁議と

○戸田菊雄君　いまの資料でいいと思いますが、ただ、内容がほしいのですから、これは委員長とあとで話をしましょう。

○理事(大竹平八郎君) 戸田君に申し上げます

○理事(大竹平八郎君) はい。

○理事(大竹平八郎君) はい。

○戸田菊雄君 それで、いま輸入面で影響の出る内容について説明いたしましたのですが、中小企業の資料の内容によりますと、綿織物、あるいは女子用外衣、男子用外衣、男子用下着、あるいは毛麻織物、こういうものが主として今回の特惠供与によつてわが国の中小企業に相当な打撃を与えるということを言わわれているのであります。そこで

○戸田菊雄君 ただいま先生が御指摘いたしましたような商品は、最近、確かに輸入は五〇%カット等によりますいわゆる特惠輸入ワクのシーリングが設けられておりまして、そういうことと相なつておりますので、そういうふうに相なつております。ただ御承知のように、今度の特惠の仕組みといたしましては、無税あるいは五〇%カット等によりますいわゆる特惠輸入ワクのシーリングが設けられておりまして、それから絶対額は依然として輸出はふえておりますけれども、だんだん日本のシェアが落ちておるもうかと存じますが、非常に大きな影響を与えることにはならないのじやなかろうかと、そういうふうに了解いたしております。

○理事(大竹平八郎君) どうですか、御了解願えますか。

○戸田菊雄君 委員長から申し上げますが、相當膨大なものでござんなものだというけれども、何かある程度簡潔にまとめて得るものはないのですか。——ここで確認しなくてもいいですよ。

○説明員(斎藤太一君) 今後の予想となりますと、先ほど申しましたように非常にむずかしい予想でございまして、私ども実際に予想はきわめて困難であると思っておるのでございますが、これまで過去におきましてどういうふうに品目別に対

○説明員(斎藤太一君) 紬糸でございますと、韓国、中共でございます。それから毛糸は、台湾、韓国。合織糸は、韓国、台湾。それから毛織物で日本はどこでしようか、大体五位あたりまでもなるものはどうぞでしようか。大体五位あたりまであげてください。

○説明員(斎藤太一君) 絹糸でございますと、韓國といたしましては、最近工業化が進んでまいりました香港、台湾、韓国あたりでございます。

○戸田菊雄君 あとで具体的にさらに聞いてまいりますが、結局、特惠供与で日本の主として中小企業の各業種が影響を受けることだけは間違いない

○説明員(斎藤太一君) 中小企業は、規模から申

しまして中小企業の定義ができておりますので、業種として大企業と中小企業と両方でつくつてい るようなものもございますし、それからその影響を具体的に量的にどれくらいの影響というのを数量として把握するというのは実は非常に困難なん でございまして、全体で何企業、どれくらいの業種が影響を受けるかというのは、ちょっと正確に申し上げかねるのでございますけれども、主として、雜貨関係の業種が中小企業として影響を受けるであろうということは申し上げられると思いま す。

○戸田菊雄君 政府の態度がそういうことでは、特恵供与によって被害を受ける各中小企業を、さつき部長がおっしゃられたように、これから転廃業ないし協業化、共同化、こういうものを政府は推し進めていくとどうのうですか、それとも、具体的な施策はなつとらぬじゃないですか。そういうことで、どうして一体、企業に最大のしわ寄せが来て、それに対する具体的に金の貸し付けはどうす るとか、協業化の問題はどうするとか、こういうことになつていかないのか、どうなんですか。

○説明員(斎藤太一君) 輸出依存度の非常に高いものが特に影響を受ける度合いは高いこと同じま すけれども、そういう輸出依存度が一定以上のものといつたような形で線を引きまして、そ いつたものの業種数等は出てまいります。

○戸田菊雄君 だから、その内容を教えてください。

○説明員(斎藤太一君) 特に輸出依存度がたとえば六割以上のものといったような雑貨等で拾つてありますと、雑貨業種は約二十二業種ぐらいございま す。これらの従業員数が約二十万人でございまし て、全製造業の約2%でござります。

○理事(大竹平八郎君) 戸田君に申し上げます が、通産省の室谷国際経済部長が見えておりますから、それに関連した御質問がございましたら、していただきたいと思います。

○戸田菊雄君 私の調査によりますと、輸出入合 わせましていま言う製造業の総企業数は六十万

から、七万五千七百五十一企業くらいはまともにございまして、八十九万九千四百四十二人、大体九十万に近いですね。だから、このうち、中小企業は四百六十五万でございまして、これは四十二年の統計でございますが、その後、中小企業は四百六十二万でございまして、ほぼ九九%ございます。それから、單に法律立法だけでは保護政策になつていな いんですね。現に、金融政策でもそうです。彼らはここで歩積み、両建てはやめなさいと言つても、銀行貸し付けのときにはやっぱり依然としてやつて いる。そういうものに対するのチェックもないし ね。だから、こういうときに明確にチェックをし て中小企業対策というものを中小企業庁はとつて いかなければ、私はたいへんなことになるんじや ないかと思うのですけれども、そういう抜本施策について一体どう考へてあるか、具体的に御説明 を願いたい。

○説明員(斎藤太一君) 中小企業の特徴に対処す る策などいたしましては、何と申しましても、やはり近代化、合理化を進めまして、その構造改善 をはかっていくことであるとかと存じます。そのために、中小企業庁としましては、中小企業近代化促進法というものをテコにいたしまして、現在約百三十業種ぐらいすでにその対象に指定をいたし ておりますが、それで、近代化の基本目標を定め ます。

○説明員(斎藤太一君) 中小企業は、御案内のように、規模が小さくて、資金力、資本力等も弱い といつたような面がございまます。それで、従来は、労働力が豊富なことは、安い労働力に依存す るという形で中小企業は存在してまいった面が強 かつたのでござりますけれども、最近のよう労 働力不足になつてしまりますと、賃金の面では大 企業とだんだん格差が縮まつてまいつております。それに対応してまいりますには、労働生産 性、物的生産性を高めるということ、あるいは付 加価値を高めるということが必要になつてまいる わけでございますけれども、そのために中小企業 は中小企業なりに規模の利益を追求しようという ことになりますが、その場合に、個々の中小企業

の中に占める中小企業の割合ほどのくらいです

が。

○説明員(斎藤太一君) 非農林水産業の関係——

者では經營の規模なり生産の規模が小さいとい

ことで、たとえば協同組合等をつくりまして共同 生産等を行なうということをいたしまして、そのために、資金力もそうなりますと強化されますの で、大規模の新式の機械が導入できるというよう です。そのほか、原料の共同購入でござりますと か、共同宣伝とか、共同販売とか、共同事業にい いろいろな面で、それでは力の弱い中小企業が 一緒になつてやるということでそれぞれの効果も 出てまいる。こういうふうに考えております。

○戸田菊雄君 私の聞いているのは、そういう抽象

論じやなくて、協業、共同化について、たとえ

ば業種別にそういうものを一括まとめてこれか らその商売をやつしていくような形を持っていくの

か、それとも、また、地域的にいろいろ散布され ておりますが、こういう形どういうふうに——い

いっても、具体的にどういう方向で進められるかがわからぬのでは、協業化、共同化といつて

も、それは見当のつけようがないと思うですね。

○説明員(斎藤太一君) 中小企業近代化促進法の指定期種が約百三十現在指定されておりまして、それによりまして近代化を進めておりますが、特

にこの中に昭和四十四年から特定業種という制度

ができまして、これはその業種の属します組合を 中心といたしまして一つの共同化、協業化等の日 標をつくりまして、先ほど申しましたような近代 化を進めていくことと、特定業種といふ

制度ができたわけでございます。それまでの近代化促進法の業種は、個々の企業がいろいろ近代化設備を入れる、そういうことが主たる内容になっておりましたけれども、特に特定業種におきましては、組合を中心としまして協業化、共同化を進めることがその構造改善計画の柱をなしておりまして、そこでは規模の利益を追求するという目標のもとに、ある一定の生産規模の適正な規模を描きまして、その規模に達していない中小企業につきましては、極力合併をするとか、あるいは組合を結成をするというよろなことによりまして、適正規模に持つていまして、その適正規模に即応した新鋭機械を導入しよう、こういったことが構造改善事業の中心をなしております。

○戸田菊雄君 非常に抽象的なんですね、適正規模といふけれどもね。そういうことで全体業者を合併その他の促進をすると。私は、そういう話を聞くと、やっぱり中小企業の切り捨てになつてくるんじゃないかというふうに考へるですね。現存する中小企業をどういった法規制をしていくかといふことが当面のやっぱり措置だらうと私は考へるですね。合併をして從来の中小企業は全部切り捨てちゃうということになる、そういう政策はどうも私は納得できないわけですから、そういうふうになります。合併、切り捨て、こういうふうかつこうですか。

○説明員(斎藤太一君) 先ほど申しましたよう

に、だんだん賃金水準が高まつてしまいまして、しかも、低開発国に追い上げを受けるとなりますと、極力生産性の向上をはからなければならないということで、規模の利益が追求できる分につきましては、極力、合併あるいは協業化等によりまして規模の利益をはかる。それからもう一つは、極力専門化をはかりまして、多品種少量生産をやつておりますものを極力専門化をする。それから技術の開発をいたしまして、より高品質のものをつくるといったような、いろいろな行き方があるうかと存じます。私が申し上げましたのは、規模の利益がそれなりに効果があがるものにつきま

しては、極力規模の利益を追求するべく合併あるいは協業化をはかるということでございまして、そういうことが向いているような業種の場合には、そういうことが専門化をさらに促進する。それで、専門化のために、新しい設備の導入等を推進する商品に特化をする、Bという会社はBという商品に特化をするといふ形で、商品のお互いの分野によつて、品質の向上、あるいは生産性の向上をはかる。こういった行き方もございまして、一が一番それに即したようなやり方を進めていくことになります。そこで考えて推進いたしておるわけですが、いま御審議をいたしておるところでございます。

○戸田菊雄君 中小企業の構造改善事業と見ていいですか。そういう内容ですか。そういう考へであります。合意書はお手元に差し上げましたようすか。○説明員(斎藤太一君) 一応現在の構造改善計画が策定されておるものにつきましては、適正な規模の目標を立てまして、極力そこに到達するようになります。合意書はお手元に差し上げましたようすでございまして、被害が生じた場合を考慮いたしました。それで、先ほど来申し上げましたような中小企業特惠対策臨時措置法案とか、あるいはまた、金融面におきましても、民間金融におきましても、このあいだ銀行局長のほうから通達を出しまして、中小企業に対する金融の円滑化というふうな特別の通達も出しまして、いろいろと税制面のほうにおいても考慮もいたしております。具体的に何品目がどうということは現在調査中でございますが、今後ともそれを的確に把握して対策を立てたい、かように思つております。

○戸田菊雄君 政務次官の答弁で了承するのですけれども、この状況ではちょっと私は審議できません。ですから、きょうは通産省の関係は一たん打ち切ります。具体的にあとで資料の提示を要求いたしますから、そのことによつてあしたまた判断をすることにいたします。

それで、開税局長のほうに再度また質問するわけですが、輸出入とも輸入がなかなか伸びつかないかといふふうに考へるわけですね。そこで、具体的にお伺いをするのであります。まず二項に特別の扱いをする地域を規定したわけでございまして、ちょっと一がいに把握が困難なことがあります。これにつきましては、先ほど申しまし

ておられるのか、内容について御説明願いたい。

○政府委員(藤田正明君) ただいまの戸田先生の御質問、はなはだ具体的でございまして、それに答えられないのは残念であります。輸入面におきましては、中小企業に対する影響度合いは比較的小なものだと思います。輸出面におきまして競合する関係であるかと思います。そのような度合を、現在も影響の度合いを研究中であります。が、なお四十六年度の予算にはそのためにその影響度合いを今後とも調査すべく予算も計上をいたしております。いま御審議をいたしておるところ

に、中小企業に対しましては構造改善ということを主体にはいたしますけれども、しかし、これは基本的に大きな問題でございまして、當面この特惠によって、先ほど来申し上げましたような中小企業特惠によりまして被害が生じた場合を考慮いたしました。それで、先ほど来申し上げましたような中小企業特惠対策臨時措置法案とか、あるいはまた、金融面におきましても、民間金融におきましても、このあいだ銀行局長のほうから通達を出しまして、中小企業に対する金融の円滑化というふうな特別の通達も出しまして、いろいろと税制面のほうにおいても考慮もいたしております。具体的に何品目がどうということは現在調査中でございますが、今後ともそれを的確に把握して対策を立てたい、かように思つております。

○政府委員(谷川寛三君) これは、具体的には、八条の二の改正規定にありますように、法案が通りましてから政令で指定さしていただきことにあります。そのような度合でございますが、国連の貿易開発会議でもいろいろ議論をいたしました、どういう基準で開発途上国をきめるか。国民所得でいくのか、国民総生産でいくのか、いろいろ議論いたしましたが、これはなかなかむずかしいまして、結局、とにかく特惠供与を希望してまいった国を、合意が得られたわけでございます。

○理事大竹平八郎君退席 委員長着席

合意書はお手元に差し上げると思いますが、そなた國を特惠供与の対象にしようではないかといふ合意が得られたわけでございます。

○説明員(斎藤太一君) 今回の特惠開税率の引き下げによって、中小企業の業種転換が必要と思われます。ようやく業種はどのくらいありますか、通産省の考へです。○説明員(斎藤太一君) これは、特恵によりますと、落ちつづつあるというのもござりますれば、まだアが低下しつつある、あるいは輸出そのものがしつつあるというもののや、その影響はまださまざまあります。落ちつづつあるというものの影響ですが、まだございまして、ちょっと一がいに把握が困難なことがあります。これにつきましては、先ほど申しま

しておられるのか、内容について御説明願いたい。

な、この国連貿易開発会議で議論しておきました段階におきましては、具体的に頭に考えてなかつたわけでござりますが、その後いろいろな問題が出てまいりまして、必ずしも国連貿易開発会議の加盟国でなくとも、いろいろと今後の日本との関係等を考えていきました場合に大所高所から判断をしていくことが必要ではないかという地域等が出てまいりましたので、いま申しました原則はもちろん守るわけでございますが、八条の二の関係等を考えていくときました場合に大所高所から

を終わり次第、また、特派大使の帰朝の報告があり次第、政令で具体的に規定することにきめていますが、二項のほうはまだどうするということをただいまの段階ではきめておりません。

○松井誠君 そうしますと、具体的に考えておるのは、結論は別として、香港ですが。私は、たとえば日本が承認をしていない国——中華人民共和国だと、朝鮮民主主義人民共和国だと、あるいは北ベトナムですね、そういうのを固と言つわけにはいかないから、地域ということで書いて、まあ開発途上国かどうか問題でしようけれども、そういう趣旨も含めて「地域」というところにまとめるつもりであったのかと思つたんですが、そうじやなかつたんですか。

○政府委員(谷川寛三君) 例をただいま手をあげてまいっている香港等で申し上げましたが、いまお話しの中共などにつきましても、特恵供与を希望してまいった段階におきましては、供与するかどうかを、直ちにもう法律上だめだということではなくて、供与するかどうかを検討し得るよう、法律的な措置をした次第でございます。いまお話しの中共などにつきましても、特恵供与を希望してまいった段階におきましては、供与するかどうかを、直ちにもう法律上だめだということではなくて、供与するかどうかを検討し得るよう、

○松井誠君 そうしますと、一項の開発途上国という定義をいわば避けて通つたわけですから、この二項でも開発途上国といふいう実態があることが前提にならぬやならぬと思いますけれども、しかしそれは、UNCTADに加盟をしておるという条件はないわけですし、ますます、何といいますか、適用の基準といふものはあいまいになつてくるわけですね。一体、かりに中国が希望してきたとして、それは、はたして開発途上国、開発途上の地域といふことになるのかどうか、あるいは、北朝鮮がそういうことで希望してきて、一体そつうことになるのかどうか、そういう 자체も含めてやはり検討するということですか。

○政府委員(谷川寛三君) さようでございます。

先ほど申しましたように、原則は、二項のほうではどう申しました。うなものだから拳手主義をとったと、希望すれば

ほど局長の話ですと、開発途上国の定義がめんど

うな条件をつけたというんですか、希望すれば

という条件がはたして適当であったかどうか、私はやつぱりいまでも非常に疑問だと思うんで

ね。いわゆる低開発途上国というのが援助よりも貿易を」と言ったのは、それはいろんな意味があるで

しょう。援助という形では返さなきやならぬし、その償還がないへんだと思います。そういうそろばん勘定もあるたでしようけれども、しかし、やはり援助には耐えられないといいますか、そういうや

りプライドもあつたと思うんですね。ですから、「援助よりも貿易を」というのは、UNCTADのそういう国々のいわばスローガンになつたわけ

です。ですから、そういうプライドというものが

もしかると考えれば、私は開発途上国でありますからひととおり願いをしますという承認を

条件にしたということが、やつぱり相当問題じやないかと思うんですね。ですから、私は、低開発途上国としての特恵の受益国になることを拒否します

ところだけ除くというようなことだつたら、プライドを傷つけないでもよかつた、そういう方法もあり得たと思うんですね。それはいま言つてもせんないことですけれども、希望すればというの

は、特恵が先進国への恩惠であるかのよう、そういう考え方があるのに、与えれば最惠国待遇を要求されてまいることになりますので、KTRと特恵と何ら選ぶところがないといふことにあります。それでござりますが、とにかく拳手主義でいけば、いま言つたように、先進国もそういう変な要求はしないということですとまとまつたわけでございます。さて、なあ、私は、ばく然としておりますが、今度の特恵の趣旨に沿うのではないかといふふうに考えております。

もう一つ、いろいろ特恵には政令事項にまかせられたところが多いんで、たとえば八条の二の三項の「原産地の確認その他」というのも政令できません。これは具体的にはどういうことを大体予定

をされておられるのか。

○政府委員(谷川寛三君) まず、最初の、拳手主

義の問題でございますが、冒頭にも申し上げま

たように、いろいろ議論いたしましたが、なかなか的確な基準がつくれない。そこで、いまお話を

いますから、とにかく拳手主義ということで、先進諸国におきましては最惠国待遇の権利は発動しませんか。それで、その拳手主義によりま

して与える特恵につきましては、お手もとに差し上げております。合意書にもありますように、先進諸国におきましては最惠国待遇の権利は発動しませんか。それで、その拳手主義によりま

して与える特恵につきましては、お手もとに差し上げております。合意書にもありますように、先進諸国におきましては最惠国待遇の権利は発動しませんか。それで、その拳手主義によりま

して与える特恵につきましては、お手もとに差し上げております。合意書にもありますように、先進諸国におきましては最惠国待遇の権利は発動しませんか。それで、その拳手主義によりま

して与える特恵につきましては、お手もとに差し上げております。合意書にもありますように、先進諸国におきましては最惠国待遇の権利は発動しませんか。それで、その拳手主義によりま

して与える特恵につきましては、お手もとに差し上げております。合意書にもありますように、先進諸国におきましては最惠国待遇の権利は発動しませんか。それで、その拳手主義によりま

して与える特恵につきましては、お手もとに差し上げております。合意書にもありますように、先進諸国におきましては最惠国待遇の権利は発動しませんか。それで、その拳手主義によりま

して与える特恵につきましては、お手もとに差し上げております。合意書にもありますように、先進諸国におきましては最惠国待遇の権利は発動しませんか。それで、その拳手主義によりま

が、これらは非常に技術的でございまして、原則は私どもといたしましては——これまでいろいろ国連貿易開発会議の場で議論されました。議論されましたが、なかなかまとまりませんでした。たとえばアメリカは、付加価値の割合によって判断をする

とか、付加価値主義を持ち出すというようなこと

でまとまりませんでした。とにかくまとらないが、

ましたものをつけたときに、なるべく世界的に統一したものをつけたといいます。それから受益国から日本に送られてまいります場合には、ほうぼう

うの国を回ってきたんじやいかぬと。それが通常の輸送の経路であればいいわけでございますけれども、ほうぼう回つてきちやいかぬ、直送されて

こなければいかぬとか、そういうことを原則的に

きめたい。

それからもちろんのことですが、輸入の際に

は、受益国の税關で證明された——これは先ほども申し上げましたが、原產地證明書を日本の税關に提出してもらわなきやいかぬ。これは当然のこと

でございますが、そういったようなことを基本的に

にはきめたいと思っております。

そして、これはどうも政令ではなかなか書けませんで、事こまかになりますので、省令に譲らなければいかぬことになるかと思いますが、原則

は、いま申しましたように、実質的な変更といふ

ことで、関税率の分類番号が、号が変わつたら実質的な変更があつたものと見て、その國を原產地にして特恵関稅を供与しようかといふふうに考えておりますが、たとえば先進國からAとBといふ機械を持つてまして、それを单にくつづけてC

という機械をつくつた、こういうのを特恵関稅の対象にしますと、これはいろいろ弊害がございま

すから、その場合には、いま言つたように号と号

が変われば実質的な変更があつたものとして認めれる

わけですが、私自身も。しかし、これは言つても

いるわけですね。

○政府委員(谷川寛三君) さようでございます。

のだけれども、単なるアゼンブルはいけません。そういういま申しました例の場合には、でき上がったCの価格のうち、AとBの価格が何%以下でなきやいかぬというようなことも、事こまかくきめたいと思つております。

それから問題がありますのは織維製品でござりますが、たとえば衣類が来たという場合に、織物から衣類になつただけじやいけません。その前の織り糸がその国の生産物でなきやいけません。織り物が入つてきた。その場合には、織り糸だけじやいけません、その前の織維が原産地がその国でなきやいかぬということをきめたい。たとえば肉のかん詰めなんかが、これは肉からかん詰めになると号が変わりますけれども、これは簡単に認めてはいかぬと。たとえば肉が当該開発途上国で屠殺されたものでなきやいかぬとか、そういう事こまかにきめていきたいと思つております。

○松井誠君

そうしますと、その原産地規則、原

産地の確認という問題は、だいぶ技術的にはありますけれども、非常にやっかいな問題ですね。そういうことを考えますと、あれでしようか、韓国なり台湾なりに日本の資本が行つておつて、そしてそこでつくつた製品がそれこそ日本に再上陸をしてくるというときに、品物によれば、その原産地かどうかという問題で特恵にはならないといふものもあり得るわけです。そういうものは大体特恵の品目として全部通りそうなんですか、原材料なんか。

○松井誠君 それで大体わかりましたけれども、

いま言われた織維なり雑貨なりその原産地規則と

いうことでひつかかって特恵にならないといふよ

うなものもあり得るわけですか。そういうものは

大体特恵の品目として全部通りそうなんですか、

原材料なんか。

○説明員(室谷文司君) その品物は、全然とい

うわけではありませんで、たとえば例を申し上げ

ますと、これらの国で发展途上国では、比較的從

来はこちらから染色をいたしました織物を持つて

いて製品にする、ただ織物を持つていつ構成

品にするというような單純な加工をしている場合

が多いわけでござりますけれども、やはり実体的

に向こうで加工という場合には、やはり相当程度染

色の工程も向こうでやつていただかなければ、実

質的に向こうの产品とはみなされないのでない

の取り扱いではないというのですね。配当の輕課

税に対する取扱いは、現在は租税特別措置として

おきましては、いわゆる付加価値基準といふ

ことで原産地の確認をしたいということをござい

ますが、付加価値基準といふのはなかなかむずか

と申し上げましたのは、実は、日本のこれらの国

に対する投資による製品が逆輸入されることによ

る影響をでくるだけ少なくするという意味で、実

際輸入がなされないようには相当きびしい行政指導

をいたしております、そういう点のないよう

にいたしておりますことが第一点でございます。

それから第二点いたしましては、先ほど開税

局長からの話もございましたように、ただ日本か

ら原料を持っていつ形式的に加工してこちらへ

入れればいいというものではございませんで、や

はり相当程度實質的に向こうの国でつくったとい

うふうに思つておりますので、そういう意味であ

る程度というふうに申し上げたわけでございま

す。

○松井誠君 租税特別措置で少しお聞きをしたい

と思つたんですが、もう時間ですから、せっかく

お待ちをいただいて恐縮なんですが、資料だけお

願いをして終わりにしたいと思うのですが、一つ

は、企業別及び業種別に全体の租税特別措置がど

ういう形でどれだけのものが利用されておるかと

いう利用度を知りたいわけです。規模別に分け

すれば、その加工基準を定めていきたいとい

ういうものには租税特別措置の中でどれだけ

の特別措置を利用しておるかいないかといふこ

と、あるいは業種別に分けて、どういう業種が一

番こういう租税特別措置を使つておるかどうか

というような、いろいろ統計はあるようですが

れども、大蔵省の權威のある詳しい統計をひと

つ……。

それからもう一つは、これは積み立て金、まあ

準備金なり引き当て金なり、非課税の積み立て金

ですね。非課税の積み立て金の毎年の残高、おそ

らくはずつとどんどん増加をしてきておつて、実

質上の経費だという理屈がどうも通りにくいた

うと思うのですが、そういうものの資料にしたい

と思つて、その残高をずっと、まあこれは

相当長い期間でないと、租税特別措置といふもの

が現実に始まってからの統計をお願いしたいので

すが、そのときちよつと前提としてお伺いをし

ておきたいのですけれども、租税特別措置といふ

のは一体何かといふことがどうい考えてみるとよ

くわからなくなつてしまふ。先ほど、私、交際費の

ことをちよつと持ち出しましたけれども、たとえ

ば貸し倒れ引き当て金とか、退職手当の引き当て

金とかといふのは、現在は租税特別措置として

おきていますが、そのときに、企業としては、あるいは事業と

しては、債務性があると申しますが、企業会計の

ほうで会社としてはそういう債務を背負つてお

る。たとえば退職引き当て金でありますれば、職

を支払わなければならぬわば債務を背負つておると。したがつて、それは利益の留保ではないというような企業会計のほうの考え方、それを税のほうでそのまま受け入れておるというわけでございます。つまり、引き当て金と申しますのは、利益と経費との発生をそれぞれ会計原則その他によりまして適正に配分していくためには、引き当て金を設けなければならない。準備金になりますと、ある程度予期はできるが、必ず起こつくるとも言えないようなものについて一定の準備をしておく。したがつて、その残高がある程度以上積もるとか、あるいは経験律でそうした準備金を使用しなければならない事態に対しても過大になつておるというような場合には、若干利益留保的になると、こういうことであろうかと思いますが、別に引き当て金の数字を隠さなきやならないということでもございませんので、要望を表にして差し上げたいと思います。

○委員長(柴田栄君) 両案件についての本日の質疑は、この程度にとどめます。

次回の委員会は、明二十六日午前十時から開会いたすこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十六分散会

昭和四十六年四月十四日印刷

昭和四十六年四月十五日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K